

日田における木材市場の展開と 林業労働の実態

村 島 由 直
信州大学農学部 森林経理学教室

目 次

- I はじめに
- II 日田林業の展開過程
- III 日田林業の現状
- IV 森林組合の事業化と労務班
- V 農業構造の変貌と林業労働力の給源
- VI 林業労働者の実態
- Summary
- 附表および資料

I はじめに

日田林業地帯は日田市およびその周辺の前津江・中津江・上津江・大山村・天ヶ瀬町の5ヶ町村を含む地域をいい、総面積は66千ha、そのうち山林が約8割、53千haを占めている。“日田の底霧”で有名なように年間降雨量は2,000mm、平均気温14°Cで、多雨高温地帯に属し、安山岩を基岩とする地質条件とあいまってスギの生産に適している。

この地方の人工林の進捗は明治の初めころには2割くらいにすぎなかったが、その後急速に進み現在では7割に達している。また、年々の木材生産量は30万m³近く、市内には製材業・木工業など木材関連産業が発達している。林業および木材関連産業はこの地方の経済の中心をなしているが、これに従事する労働者も相当な数にのぼっている。しかし、重化学工業を中心とした日本経済の旺盛な成長によって新卒者はもちろん若年労働者は地すべりに流出し、逆に林業や製材業のように山間地域の劣勢産業においてはその労働力の老齢化・女性化が著しく目立っている。

本報告では経済の高度化のもとで林業労働力はいかに再生産されているか、を日田林業地帯において実態的に把握する。この場合、藤本武氏が『林業労働賃金に関する研究報告』のなかで、林業労働者の社会経済的性格を「半農半労型」という概念でとらえているが、この「半農型」労働力がいかに変質しつつあるか。また、昭和42年度の『林業白書』のなかで「林業就業者の大部分が山村・農山村の農業兼業者である」(p139)と述べているが、これらの農業兼業者が自営農業にどれだけ依存しているか。林業労働力の再生産がどれだけ農業の負担においておこなわれているか。農業とは縁のきれた独立の専業林業労働者層が形成している

昭和46年10月26日受付

のでないか。あるいは自営農業にかわるもの（たとえば林業以外の日雇労働）によって補充される兼業林業労働者の形成か。また、森林組合は労務班という形で林業労働力を組織しているがその実態はどのようなであろうか。われわれはこのような視角から問題を追求する。

ところで、まず日田林業の発展過程をたどることにしよう。

（附記）

本論文は、昭和43年東京大学農学部倉沢博教授が企画された調査（林業労働の通年雇用の実態について）に参加したときの成果で、筆者が東大助手時代に作成したものである。執筆してからすでに3年近く経過しているが公表して批判を乞う次第である。論文作成にあたりお世話になった多くの人々に感謝の気持ちをささげたい。

なお、執筆後日田林業に関しては、

1. 鈴木尚夫・安藤嘉友「日田林業の展開過程」(林業経済 No.247 1969. 5)
2. 堺正紘「日田林業」(山村経済研究会) 1970. 11

が公表されている。また、筆者がこの論文のなかでしばしば引用した日田木材協同組合所蔵の貴重な資料の大部分は、

「日田林業発展史資料」(1)(2) (山村経済研究会 九州大学農学部林政学教室) 1970. 3
として整理印刷されている。

Ⅱ 日田林業の展開過程

一 戦 前 期 一

日田の経済を語る場合、まず「日田金」に注目しなければならない。日田は天領として幕府に直属し明治維新まで代官（郡官）が派遣されていた。この代官は幕府から九州の大名の動向をつかむ任務を与えられていたため、島津・細川・黒田など大藩も代官に対して臣従する態度をとっていた。日田はこのような政治的権力のもとで発展したのである。

徳川中期以降、商品経済の発展にともなって多くの藩は財政が窮乏し、その解決策として増税、藩札政策、産業の奨励、専売制などをとるとともに、高利貸商人からの借金に頼っていた。九州の各藩でも藩債に頼り、更に大阪豪商や日田掛屋など領外の富商から借り入れていた。もともと掛屋は、蔵屋敷において販売された蔵米の販売代金や国産品の売上げ収入などを調査計算してこれを預かり、主家の経費を月々上納送金する役目をもっていた。しかし、日田の掛屋は、その発生した当時においては蔵元に近い性格を有し主に代官や諸侯の産物を売買していたのが、その後次第に掛屋の業務を行なうようになり、ついに純然たる掛屋となるとともに蔵元の業務をも兼ねるようになったのである⁽¹⁾。

掛屋は日田郡代・九州諸侯に対する大名貸および農民・小商品生産者に対する少額貸付によって高利貸資本として発展し、そこで形成された貨幣資本は酒造業、蠟製造業、新田開発に投資していた。幕末までに日田掛屋（八大富商）が蓄積した貨幣資本、いわゆる日田金は200万両といわれ、このうち100万両は九州藩への貸し出しで、10万両以上貸し出している藩は日田郡代（24.2万両）、小倉藩（20.8万両）、秋月藩（12.6万両）、福岡藩（10.2万両）であった⁽²⁾。

しかし、大名貸であったため維新の藩籍奉還によって貸付金は回収できなくなり、このことが直接的な原因になって日田掛屋は没落の運命をたどることになる。もちろん、彼らは資本主義社会に適応しようとして銀行の設立や諸産業（石炭業、ビール醸造業、伐出業）に投

資をするが、封建的政治機構に寄生していた彼らは結局失敗をくりかえすにすぎなかった。たとえば、千原家の場合、ビール醸造業や北海道開発事業に資本を投ずるが、産を失い同家の田畑山林を手離すことになった。

(1) 遠藤正男『日本近世商業資本発達史論』P.146

(2) 同 P.343~344

小商品生産者を間屋制的に支配していた豪商が維新を契機に衰退していったが、小商品生産者から商品を買集める商人は依然大きな位置を占めていた。かくして、「豪商の没落も結局は同種の前期の商人、高利貸資本の交替にすぎなかった」⁽⁴⁾のである。ここに新たに成長した商人は土着の商人であり、金融業者というよりむしろ近国の生産物の売買に関係していた階層であり、生産者の性格を一面ではもっていた。彼らこそその蓄積した資本でもって維新以後林地を集積し、林業生産を担った一つの階層（他に名主の系譜をもつ山林地主）なのである。

(3) 黒田迪夫『日田林業発達史』（林業発達史資料）P.22

ところで政治経済都市として発展した日田の周辺農村には商品生産がかなり進展していたこと、このことは大蔵永常『広益国産考』（弘化元年成稿）や『千原日記』にみることができる。

『広益国産考』によると日田郡一体の産物額を約2万7千両と調査しているし、また、『千原日記』によると安政3年の記事に他国に販売したのは7万両内外と記されている⁽⁴⁾。紙類、楮皮、材木、竹、榲実、椎茸、葛粉、五倍子、生漆、煙草、綿など山野からの採取物を商人は農民から買い入れ近国に販売していた。

木材の商品化は相良家の文書「材木筏旅出商売濫觴書付」によると、吉三郎が天和年間（1680年頃）にはじめて筑後川を竹筏で流したということが記されている。藩政期に木材がどれだけ生産されたかを明らかにすることはできないが、『広益国産考』によると、1844年に材木筏凡三千艘、代金凡銀式百五十貫目、竹筏凡五百艘、代凡銀拾貫目のものが商品化されていた。

(4) 原田敏丸「豊後日田における商人資本の性格」（宮本又次編『九州経済史論集』第二巻所収）P71

明治維新は前にも述べたように古い生産関係に寄生していた商人層を没落させ、日田の経済は大きく混乱した。明治初期、筑後川を利用して運ばれた木材は統計では明らかにすることはできないが、明治10年ころには「近年輸出之高減シ往時ニ比レバ十分ノ三四ニ過ス」という実態であった。しかし、明治10年代後半に日田隈河岸から移出された木材は、明治17年83千本、18年83千本、19年220千本、また23~25年の3ヶ年平均の販売額は110千円（111千本、115千坪）に達し⁽⁵⁾、板の移出が丸太、柚角とともに多量にのぼった。

(5) 大分県統計書より

ところで、日田の木材商人（木屋）は明治29年「日田郡木竹商共算組合」を結成した。「組合規約証」によると、営業の主な目的は、

第八条 当組合ハ組合員ヨリ地区（福岡県三潁郡青木村、三又村、大川町をさす。筆者注）ニ輸送スル材木竹ノ受引ヲ為シ又ハ材木竹依托販売ヲ引受ルヲ以テ営業ノ目的トス

第九條 受引手数料ハ地区ニ輸送セシ物品売揚金高百分ノ一トシ依托販売品ハ売揚金高百分ノ五トス

第十條 当組合ハ実業者ノ弁益ノタメ設置セシモノニ付当組員ハ地区ニ輸送セサル物品ト雖モ此組合ヲ鞏固ナラシムルタメ筏壹枚及材木塔載ノ船壹艘ニ付各金七錢ヲ共算組合費トシテ船筏通券引換ニ會議所ヘ納ムヘシ

但シ杭木竹栗角筏ハ各式錢トス

第十一條 当組員ヨリ地区ニ輸送スル材木竹受引ハ總テ營業所又ハ出張所ノ浜ニ於テ取扱ヲ為スモノトス

第十二條 營業所又ハ出張所ニ於テ受引ヲ為ストキハ荷主ヨリ發シタル送証ト現品ト照合シ相違有無ヲ確メ買受人ヨリ水揚仕切証及代金ヲ徴収シ現品ヲ引渡スヘシ

第十三條 直段ノ都合ニ拠リ信用アル買受人エハ代金ノ内幾分ヲ貸付ルコトアルヘシ此場合ハ荷主ヨリ貸付ノ理由及期間等明細ニ書記シ送証ト同時ニ支配人エ差出スヘシ支配人ハ第十條ノ手数料ヲ為シ貸付金借用証及残金ヲ徴収スヘシ

但シ貸付金借用証書ハ荷主ノ名前タルヘシ

で、これには明治29年5月25日付で日田・玖珠郡の木材業者70人が加わった。「共算組合」は筑後川河口、大川町に出張所、青木村に営業所を設置し、河口の木材問屋に対抗するのみならず、佐賀、大牟田の消費地へ直接販売する方向をとっている。

維新前には筏を流下する場合口銀を徴収されたこと、しかもこれが多額になっていたことは郡代に差し出した願書にもみることができ⁽⁶⁾、その当時流過程は河口の藩・商人に支配されていたのである。それが明治の30年代ころにすでに山元の日田から河口に進出し、市場を掌握する勢力になっている。明治30年に組合では青木村の木商広瀬金次郎、吉田繁太郎らと取引する場合には「材木受引上弊害少カラサルニ付……日田地ヨリ筑後長野浜両岸以東ニ輸出スル材木ハ總テ浜居払現金売トシ」⁽⁷⁾と協定している。また、大正4年日田郡木竹商同業組合(前記共算組合の後身)に大川材木商組合からつぎの4項目

- 「一 丸太材ノ寸法ヲ五分止メトナス事
- 一 柱角ヲ四寸以上□□同立値トナス事
- 一 日田組員ニ於テ佐賀、大牟田地方へ直接売却セザル事
- 一 曲材ノ甚シキハ相当値引スル事」

の改善が要求されたが、同業組合では拒否の決議をしているなかにも山元日田の経済力を知ることができる⁽⁸⁾。日田が藩政期から小商品の集散地であったこと、また木材を単に出材するだけの産地でなく、木材の加工産地(木挽の板生産)であったことが起動力になっていた。この点に関しては掛塚問屋と天竜川流域、新宮問屋と熊野川流域にみられる河口の間屋の山元支配とは対照的である。

(6) 黒田前掲書

(7) 明治31年『諸規則綴』(日田木材協同組合所蔵)

(8) 大正4年日田郡木竹商同業組合業務成績報告(日田木協所蔵)、以下『業務報告』と略す

明治中頃から末期にかけての販売額は表Ⅱ-1のとおりである。日田隈岸から筏、川舟で丸太・杣角・板などが移出され、明治31年261千円、36年185千円、41年207千円になっており、木材のほかに紙・木炭・下駄が商品化されていた。また、同業組合調べの明治末の販売

表Ⅱ-1 日田隅岸からの木材移出額

1. 明治31年

杉(尺メ)	58,000本	116,000円
松(尺メ)	36,000	54,000
杉板	108,000坪	43,200
松板	30,000	9,000
杉丸太	50,000本	20,000
松丸太	50,000	15,000
杉長	20,000	4,000
計		261,200
木炭	200,000貫	60,000
紙	60,000束	180,000

2. 明治36年

杉板	70,000坪	63,000円
松板	38,000	30,000
杉丸太	37,500本	37,500
松丸太	30,000	45,000
竹	24,000束	9,600
計		185,100
木炭	182,500貫	9,265
紙	4,000束	1,500

3. 明治41年

扁柏(尺メ)	500	2,000円
杉(〃)	15,600	39,000
松(〃)	3,500	7,700
扁柏板(坪)	250	450
杉板(〃)	90,000	72,000
松板(〃)	15,000	11,250
杉丸太(本)	235,000	70,500
松丸太(〃)	25,000	4,000
計		206,900
下駄(千足)	1,300	39,000

大分県統計書より

額は40~44年の5ヶ年間の平均は53万円(板97千坪以上、角50万肩以上)の巨額に達していた⁽⁹⁾。

(9) 組合設立趣旨(日田木協所蔵)

大正4年以降の「同業組合」組合員の販売額を日田木協所蔵『業務報告』からみよ。 (詳細は各年『業務報告』から作成した附表1, 2を参照されたい。)

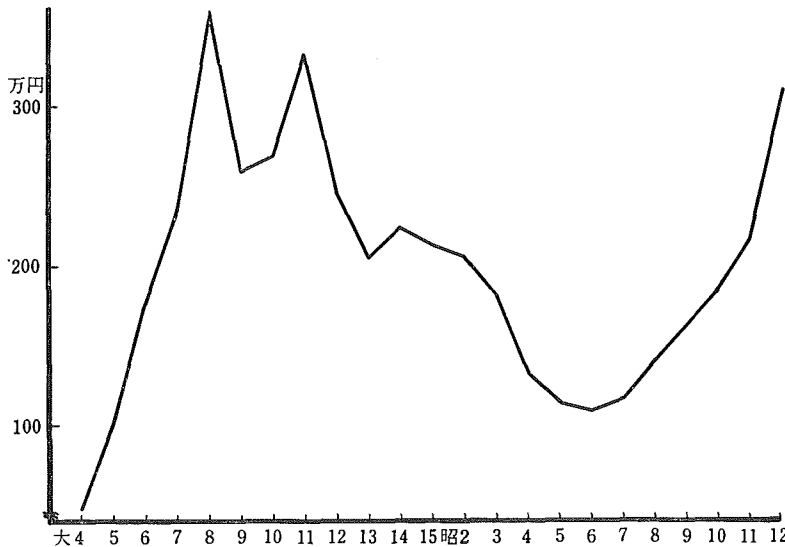
大正4年の販売額は457千円で、材種別には杉角173千円、杉丸太182千円、杉松板21千円などであった。組合員は91人(製造販売業44人、販売業27人、仲買業20人)であったが、後藤豊三郎、石松亀太、稲尾長

七の販売額がとびぬけていた。すなわち、

後藤豊三郎	79,500円	
	柱角	27,300円
	丸太	11,560円
	製材品挽物各種	35,390円
	枕木	5,250円
石松亀太	1,3050円	
	柱角	7,100円
	杉丸太	5,950円
稲尾長七	10,625円	
	柱角	7,625円
	杉丸太	3,000円

で、この3氏が売り上げの5分の1以上を占めていた。販売先は「大川、久留米、大牟田、熊本、博多、小倉、若松、佐賀、佐世保、長崎、島原等ニシテ大川約半数ヲ占ム」状態で、「杉丸太ハ概ネ大川、久留米ノ独占ニシテ、大牟田ハ松丸太、枕木ノ大部ヲ独占」してい

た。しかし、「筑後大川町売捌本位ノ旧慣漸次簿ラキ広ク各地ニ販路ノ開拓ヲ企テタルハ、組合員ノ覚醒ト交通ノ便稍備ハレルトニ因ル」と報告しているように、河口の間屋に掌握されることなく北九州一円に進出していた。



図Ⅱ-1 「日田郡木竹商同業組合」組合員の販売額

その後は第一次世界大戦の好況によって材価が高騰するにともない販売額は、大正5年987千円、6年1,748千円、7年2,347千円、更に8年には3,583千円に増大した。しかし、大戦終り間もなく材価は低迷し販売額は一転して減少する。大正9年2,571千円、11年には300万円台に回復するが、翌年からは急減し、昭和3~10年の8年間は100万円台に推移した。昭和6年には1,080千円で不況はもっとも深刻化し、大正8年の売り上げの約3割であった。そして、このような長期の不況から脱出し、組合員の販売額が300万円台に回復するのは日本経済が戦時経済体制と色濃くする昭和12年であった。

大正中ころから昭和にかけての不況は米材がダンピングの状態を呈しながらおしよせたことによって一層深まったのである。日田も例外ではなかった。『業務報告』から動向をみよう。

「年度始メ(大正8年7月)ヨリ逐日昇騰、本年(9年)二月頃ヲ最頂点トシテハ、九ヶ月間ニ於テ殆ント倍値ヲ示シ、ソノ趨勢停止スル所ヲ知ラザルノ觀アリシカ、三月ニ入り急転直下ノ財界反動アルヤ俄ニ高氣ノ挫折トナリ、移出忽チ梗塞シテ価格ノ那辺ニアルヤ知ルノ由ナキ暗黒界ト化セル」(大正8年『業務報告』)

「俄ニ需用ノ閉塞ヲ来シテ一時全ク移出版売ノ杜絶ヲナシ……其価格ノ惨落ハ約束済既送品ニ対シテ迄更ニ値引ノ交渉起リ、甚シキハ内入金拋棄、解約逆送ノ照会屢々ナラシムルガ如キ悲況……遠ク関東品ノ襲来アリ、大手筋ノ投売アリ……」(大正9年『業務報告』)

にみるように木材市場は混乱し、また関東大震災は復興需要がみこまれたが、

「当地材木界齊シク急拠資材買付ヲナセルガ、政府及ビ巨商ノ外材輸入契約等ニテ實際ノ状態全ク予想ニ反シ、復興事業ノ頓座ニ連レ内地材ハ一般悲慘ノ不運ニ陥リタリ……一般専ラ放売主義……」（大正12年『業務報告』）

の状態で、更に

「米材及秋田、天龍材等ノ侵入殊ニ著シク、米材ハ己ニ我組合ノ脚下ニ及ブ……」（大正13年『業務報告』）

「小丸太、大丸太ノ値開キ甚タ小巨離ニ接スルノ奇観ヲナセリ、米松、米杉松ノ著々侵入スルヲ見ル」（大正14年『業務報告』）

「久留米ニ開設セル材木市売場面ノ出品中其七割ハ外材ナルノ状勢」（大分県山林会長あて『陳情書』大正15年10月、日田木協所蔵）

以上のように恐慌、更に米材の流入によって不況は慢性的に深刻化し

「我木材業製材業ノ如キモ殆ント致命的打撃ヲ受ケツツアルノミナラス殊ニ多数ノ林業木材業製材業関係ノ労働者ハ是等事業ノ不振ニ伴ヒ漸次其職ヲ失ヒ甚タ疲弊困憊ノ状態」（『建議按』大正15年、日田木協所蔵）

に陥ったのである。

そして、このような慢性的不況から日本経済が脱出する道は軍需の拡大しかありえなかった。日田木材界は「満鮮地方ニ販路ノ拡張ヲ見」¹⁰⁾、更に「陸海軍ニ相当取引ヲ見ルニ到」¹¹⁾ったことにより不況からはいあがるのである。この間製材業では「職工数ハ何レノ工場モ減少ヲナシ、優良ナル機械ニ漸次取替ヘ能率増進、製品ノ改良等ニ努力シ」¹²⁾と徹底的に合理化が行なわれ、また大正10～12年に150～170人いた材木商が、昭和6～8年には110数名に整理淘汰されたのである。これらの結果、昭和9年には「従来ノ不況ニ伴ヒ値安品希望ヲ薄ラギ、現今ハ可ナリ中等品ノ売捌キ」¹³⁾ができるように回復したのである。

- (10) 昭和8年『業務報告』
- (11) 昭和12年『業務報告』
- (12) 昭和6年『業務報告』
- (13) 昭和9年『業務報告』

ところで大正・昭和前期の日田における市場構造の変化として製材業の発展および販売市場圏の拡大をあげなければならない。

機械製材は明治40・41年相良滝六、後藤豊三郎によつてはじめて行なわれた。それまで製品は日田の木屋（材木商）が直接木挽職人を雇い、板は山元で挽かせ（山削りという）、角物は日田銭淵近辺でハツリ角をつくらせていた（浜削りという）¹⁴⁾。両氏とも木挽職人を雇い製品をつくっていた。機械製材が入ったことによって木挽職人は急速に排除される。表Ⅱ

表Ⅱ-2 日田郡における木挽職人の実態（専兼別）

(人)

	明 40	43	大 2	5
専業	246	269	73	51
兼業	460	339	383	328
補助者	9	4	10	9
計	715	612	461	388

大分県統計書より

一2のように明治40年に715人いたのが、大正5年には388人に減少し、専業者において著しかった。とりわけ山削り(板生産)は機械製材にとってかわられた。「山削リハ近年甚タ僅少ニシテ多クハ浜削リトシテ着浜又ハ工場脇等木置場ニテ削ル」⁽⁹⁾と。

製材工場は大正2年3工場、4年6工場、8年には24工場に数を増し、販売額も76千円、81千円、673千円と増加した。しかし、大正8年の24工場のうち職工10人以上のものは6工場で、これらの売上げが全体の70%(474千円)を占め、生産は著しく集中していた⁽¹⁰⁾。

「漸次製材器据付増加……17工場トナル、内電気動力5、火力3、水力9ニシテ尚一時的山床据付水力応用製材所4個アリ」(大正7年『業務報告』)

「27工場(電力5、火力3、水力19、外山床据付数個)……水力応用ハ概シテ小規模ノミニシテ以上ノ内工場法適用ノモノ3、4ニ過キス」(大正8年『業務報告』)

という構造であった。大正13年9月の同業組合調べによって製材営業者(10馬力以上?)および木材営業者の概要をつかむことができよう。資料1に掲げている。これによると、製品を年間1万石以上生産している工場は6工場に及び、その生産量は146千石に達していた。

(14) 日田銭淵のア場で上流のほうからバラ流しされたものを陸揚げ極積し、また、ここで筏を組み久留米・若津に流していた。筏を組み立てる場所は日高、高瀬、竹田、庄手、石井、十二町、友田、川崎、関であった。筏組・筏乗の人夫は筏乗組人として同業組合に届出ており、大正6年に203人であった。地区別には上井手33人、小ヶ瀬4人、大部6人、下井手15人、竹田20人、川向12人、中磯12人、高瀬17人、今市30人、五和村寺内6人、石井13人、川下11人、長谷川端24人であった。『筏乗組人名届』(日田木協所蔵)より。

また、ア場で丸太を陸揚げするのに多数の婦女子労働が使われたのは『日田の林産』(昭和11年安部黙平)掲載の写真から知ることができる。前述の本挽職人を含め木材流通過程に多数の労働力が吸収されていたのである。

(15) 大正12年『柚材生産費調査』(日田木協所蔵)

(16) 『大分県統計書』より

つぎに、販売市場圏の拡大についてみよう。

大正4年末筑後軌道が開通するまですべて筏・川舟で若津(現大川市)・久留米に送っていた。明治期における木材流通の経路は、

日田の木屋→鐘ヶ江の材木問屋→大川の材木業者
(旧三瀨郡三又村)

であり、鐘ヶ江には明治中項7人の問屋がいた。この問屋は買占問屋、前貸問屋のような性格をもたず、むしろ販売の仲介業にすぎなかったようである。前述のように明治29年に日田の組合が大川町・青木村に販売所を設けているし、またその後の経過をみても鐘ヶ江の問屋

表II-3 輸送手段の変化

	大正5年	大正11年
筏	11,411枚	7,696枚
馬車	3,745台	3,882台
貨車	1,938台	4,267台
川舟	206艘	—

『業務報告』より

筏一枚 杉丸太55~60肩、杉角90肩
貨車一輛 杉丸太40肩、杉角70肩

の支配力は弱かったといえよう。しかし、輸送手段が限られていたため販売先は若津が中心であったことはいうまでもない。

ところが軌道の開通によって運輸手段は大きく変えられた。表II-3にみるように筏・川舟によるものが減少し、貨車・馬車によるものが増加した。板を運んでいた川舟は貨車にとってかわられるようになった。丸太・柚角は筏流が割安であったため直接的に影響はなかったが、大正期以降の製材業の発展

によって丸太・柚角販売から製材品販売へと移行した結果、相対的に筏輸送のウェイトは低下したのである⁽¹⁷⁾。

(17) たとえば、組合員の売り上げのなかで杉丸太の占める比率は大正5年37%、10年34%、15年28%と低下した(附表2より)。

(18) 筏による輸送は更に昭和8年の久大線の開通によって減少するが、最終的には昭和28年夜明ダムの完成によってなくなる。

また、鉄道の開通は直接北九州工業地帯へ出荷することを可能にしたのである(貨物自動車は昭和3年ころから使われている)。表Ⅱ-4にみるように、大正7年には博多・八幡など北九州地方に輸送するのが杉角27%、杉丸太20%、製材品34%を占めるようになった。すでに『業務報告』から引用したように若津經由有明海沿岸の諸都市中心の販売圏から北九州へ進出、更に昭和10年前後になって阪神、鮮満地方へ拡大していったのである。

表Ⅱ-4 主要材種の仕向先別数量
—大正7年度—

	若津 (現大川市)	久留米	佐賀・佐世保・長崎	大牟田・熊本・島原	福岡・博多	八幡・若松・小倉直方	計
杉角(千肩)	214	55	71	54	22	124	540
杉丸太(千肩)	172	106	40	21	—	85	425
松丸太(千肩)	—	—	—	74	—	32	106
製材品(千才)	571	713	642	428	250	963	3,567

大正7年『業務報告』より 千以下四捨五入

以上のようにして日田は九州最大の集散地市場として形成発展したのである。

最後に日田の背後地をみておこう。

山間部に通じる道路ができるのは比較的新しく、高瀬川筋では大正初期である。しかし、馬車輸送は昭和になってからで、電柱腕木・枕木を運んだ。また、日田と前津江の間には駄賃稼ぎ(専門の業は3~4人)が往復し、小商品生産物(木炭)を日田の町に運んでいた。

高瀬川流域には昭和10年ころ120世帯くらいが生活し、その9割近くは山仕事にでていたといわれる。15年ころの調査によると、旧高瀬村の林業労働者数は、伐木20人、流木50人、馬車30人、筏組40人であった⁽¹⁹⁾。この構造は敗戦の直後においてもあまりかわらず「森林による山樵流木其他、製材職工、木揚げ或は運送業に従事するものが多い。平地に於ては米麦の農業に従事している。又副業として椎茸、木炭製造、竹材利用、家庭用としては紙漉き業、養鶏位である」⁽²⁰⁾と記述されている。

(19) 日田郡教育会編『日田郡町村誌』(ガリズリ)日田淡窓図書館所蔵

(20) 『日田十年史』p47

Ⅲ 日田林業の現状

前章において日田林業の発展過程をおもに市場の拡大・集散市場の形成過程として考察してきたが、ここでは最近の林業問題を製材工業の原料確保の実態から検討しよう。

日田林業事務所の調べによると、日田郡市で50町以上の山林所有者は昭和41年現在75人で

上津江9, 中津江15, 前津江3, 大山6, 天ヶ瀬10, 日田市33で大山林地主が形成されている。この地帯で村外所有者に山林が移動しているのは前津江村で、福岡県八女・浮羽郡, 日田市などの在住者に65~70%がわたっている。他の町村では地元民が70~80%を所有し, 山間部に居住している大山林所有者は旧名主層の系譜をひく人達であり, また日田市では醤油酒醸造業者・製材業者・木工業者に多い。大山林所有者は山番を各山元におき森林の管理一切をまかせている。山林所有者は山番を統轄し時々山林を見廻っているが, なかには森林経営を山番に完全にまかせ, 文字通りの土地所有者に近い状態にあるものもある。

製材業を兼営している大山林所有者の森林経営の実態を事例として示そう。

(1) Y S氏 (100町歩)

森林経営は団地ごとに管理人をおき, 彼らに植林・下刈を請負わせている。盆暮には謝礼を出し, また管理させている山を売ったときには少額の礼金を支払っている。

(2) K A氏 (250町歩)

各地区に10人の山番をおき, 所有者・長男が年間50日ぐらい山を見廻っている。育林費として年間150万円を投下している。造林労働者は山番が地元の農民を雇用し, 男6, 女4の割合である。男はもと伐採・搬出に働いていた人で老齢で引退したものの流入である。婦女子は農業のかたわら造林労働に雇われ, 夫は多くの場合伐出労働者として出ている。労働者の日当は1,300~1,500円で, 就労時間は現場までの往復時間を含め8~9時である。

(3) A I氏 (600町歩)

山番頭(月給制年収75万円)が全権をもち森林経営を担当している。しかも, 日田市内に近い前津江に山林が多いため地元には山番をおいていない。年間2・3人の常雇のほか15~20人の地元農民を年間延1,000~1,500人やとい, 比較的遠い山林については世話人をおき年間延200人を雇用している。

以上, 山番をおき森林経営を行なっている大山林所有者の事例を紹介したが, つぎに地元の上層農民で山林を集積し, 家族労働力に大部分依存している森林経営をみよう。

(4) T H氏 (50町歩)

田5反, 畑2反, 山林50町で, 山林は大きく8団地に分れているが自宅から近いところに分布している。飯米は十分に自給できるし, 余剰は地元の零細農家に販売している。現在下刈に家族労働を年間50~60日投じているほか雇用労働を10人ぐらい使用する。伐採はほとんど自分で行ない, 以前には森組の共販市場に出荷したこともあるが, 最近では友人の開業した製材所に販売している。

(5) S E氏 (10町歩)

41年まで家族労働力だけで森林経営を行なっていたが, 長男が42年3月から勤めに出たため植林に延15人ほど同じ集落の婦女子・高齢者を雇い入れた。このほかに雪害倒木の造材・枝打・下刈などに家族労働を含めて130人投じた。

以上5つの事例をあげて森林経営を紹介したが, 60年センサスから育林に投下した労働を山林保有規模別にみておこう。表Ⅲ-1をみよう。

(1) 1町未満層

自家労働を年間10~20日投下しており, 自家の余剰労働力を消化することを基軸にして

表Ⅲ-1 過去1年間の植林・手入れ労働投下量（日田市）

	林家数	自家労働		雇用・請負労働	
		戸数	延人員	戸数	延人員
～ 1町	1,745	1,054	14,258	197	3,295
1 ～ 3	484	285	9,618	137	4,277
3 ～ 5	160	100	4,875	73	3,728
5 ～ 10	68	33	1,805	38	3,022
10 ～ 20	56	15	1,434	19	2,833
20 ～ 30	22	6	380	15	4,048
30 ～ 50	12	5	443	7	1,403
50 ～ 100	10	2	70	6	2,250
100 ～	10	1	55	3	3,000
計	2567	1501	32,938	495	27,856

60年センサス

家族労働力が不足する場合にのみ臨時的に雇用労働を用いている階層といえよう。

(2) 1～20町層

自家労働を年間30～100日投下し、育林を担当する主要な家族労働力を持ち、この基幹労働力を補完するものとして雇用労働を使う。

(3) 20町以上層

自家労働力の投下は森林の見廻りくらいで少く、雇用労働力に大部分依存している。前述1～3例のように番頭・山番が責任をもって森林経営を行なっている階層である。

以上のように森林経営は労働力の調達方法から三つの階層にわけることができる。ところで、この地帯の植林は昭和28～30年ごろまで焼畑小作をてこにして展開してきたことは重要である。この形態による造林は小作人が自給自足が可能な経済発展段階においてのみ成立するもので、食生活の変化や燃料革命などによって現金収入の必要性が増大すると造林する基盤はなりたたなくなる。したがって、ここに日かせぎ労働力による育林造林が展開するのである。しかし、育林労働だけで通年就労することは作業の季節性によって一般に難しい。それゆえ、なにか他の労働と季節的に補完一多就労形態をとることによって労働者は生計をたて、この主要なものが農業であった。しかし、農業において階層分解が急激に進行する中でこのような半農型の林業労働力はおのずと不安定になってきているのは後述のとおりである。

つぎに伐出過程について検討しよう。

日田林業地帯の木材生産は年間25～30万 m^3 で製材用原料の基礎をなしている。まず製材業の構造も明らかにすることからとりかかろう。

日田郡市の製材工場は昭和42年末現在138で、総出力数は3,468kwである。一工場当たり25.0kw、平均従業員10人、非常に零細な企業である。表Ⅲ-2からこれを規模別にみると7.5～22.5kw層が70工場で全体の半数を上回っている。この階層の従業員は一工場当たり5人で、22.5～37.5kw層でも10人に満たない小規模である。これら零細な階層が全体の8割を越えている。37.5～75.0kw層、75.0kw以上層の製材工場として中大規模の階層は26工場

表Ⅲ-2 製材出力規模別にみた工場数

	工場数	出力数 (kw)	従業員数 (人)
総数	138	3,648	1,376
7.5~22.5kw	70	998	346
22.5~37.5	42	1,220	395
37.5~75.0	23	1,156	535
75.0kw~	3	274	100

農林省大分統計調査事務所調べ

にすぎない。しかし、工場数では2割に満たないが、出力数では1,430kwを占め、生産能力の4割が集中している。これら上層の工場は平均して20~30人の従業員を使用している。

つぎに原料基盤を階層別にみよう。表Ⅱ-3参照。

42年の総素材購入量は328千m³

表Ⅲ-3 規模別にみた原料確保(昭和42年)

一日田市郡一 (m³)

	総数	立木伐採			素材購入				
		計	国有林材	民有林材	計	木材市場	国有林	木材販売者	他
総数	327,885	112,746	21,581	91,165	215,139	173,911	5,271	33,940	2,017
7.5~22.5kw	91,763	12,373	673	11,700	79,390	75,481	564	3,345	—
22.5~37.5	103,530	16,673	591	16,082	86,857	69,613	562	16,478	204
37.5~75.0	114,768	74,256	20,317	53,939	40,512	21,165	4,145	13,389	1,813
75.0kw~	17,824	9,444	—	9,444	8,380	7,652	—	728	—

表Ⅲ-2と同じ

で、このうち立木購入によるものが113千m³で全体の34.2%を占めている。素材の購入によるものは215千m³、65.8%で伐出生産は製材経営から切りはなされている。この傾向を昭和36年の資料と比較すると⁽¹⁾、総量では68千m³増加し、立木と素材の購入割合は60% (144千m³)、40% (96千m³)で素材購入が圧倒的に多かった。それが42年には上にみたように逆転し、素材の購入によるものが3分の2を占めている。この6年間に製材工場の立木を購入し原料を確保する方法は数量・割合とも減少し、かわって素材での原料調達が増している。この理由は製材資本にとって立木購入に多額の資本を投じ、しかも資本回転が遅い伐出生産を行ない金利を負担するより素材で購入するほうがそれだけ有利だからである。ある製材工場では立木購入などにもなる金利負担が売上額の3~4% (41.42年実績)に達し経営上大きな問題になっている。他方では外材がこの山間部にも入ってきているし、また森組の林産事業、丸太市場の発生など製材工場が素材で原料調達することを可能にする条件が生まれているからである。

(1) 『産地における素材の生産構造及び流通構造に関する調査研究』(林野庁林産課 昭和37年6月) p 262

再び表Ⅲ-3から原料調達方法を規模別にみよう。

7.5~22.5kw層をみると92千m³で、このうち立木伐採によるもの12千m³ (13.5%)、素材購入によるもの79千m³ (86.5%)で後者が圧倒的に多く、しかも木材市場から調達するものが75千m³ (82.2%)である。22.5~37.5kw層では104千m³で7.5~22.5kw層と同様の傾向を示し、この両階層の木材市場の依存は極めて高い。

37.5~75.0kw層は115千m³で、この階層になると立木伐採によるものが65%、製材資本

が伐出経営を担当しているが、立木購入は国有林に依存し 20千 m^3 を占めている。37.5 kw 以下層と異なり木材市場への依存は 2 割以下である。75.0kw 以上の 3 工場についても 37.5 ~75.0kw層と同じような傾向を示し、立木購入し製材原料にむけるタイプである。

以上、原料調達の方法について階層別に検討してきたが、聞きとり調査をふまえて敷衍すると、

① 37.5 kw 層にみられるように従業員 5~10人で原料を木材市場で入手している多数の工場。経営者自ら製材労働に従事しているほか原料を調達する担当者でもある。製材機械はテーブル付帯鋸・丸鋸を主体にして、挽く製品はかなり専門化している。市内では角材専門 4 工場、タルキ専門 20 工場、2 m板(屋根裏板)専門 12~13 工場、中目材の専門挽 50 工場である。この階層は同じ規格の製品を数量的にまとめることによって高値で販路を確保する。たとえば、M製材所は 32 kw、9 人の規模であるが、原料はすべて市売市場で入手し月間 8,000 本のバタ角を製材している。労働手段は上に述べたように簡単な機械で、従業者構成は業主と家族従事者が中軸になっており、雇用労働者がいても年齢的にみて高齢者であったり婦女子が多く、ある意味では業主の行なう生産的労働の補助者といえる。業主の所得そのものは低いようで、また、労働手段や資金を投じているとはいえず生産労働と管理労働の分化はほとんどみられず、業主は労働者の性格に近いといえよう。

② 20 数工場にみられるもので自動送材車つきの帯鋸を本体にして生産過程が構成され 20~30 人の労働者からなる。このなかには帯鋸を核に連続化した生産過程をもつ工場が数工場あり、これがこの地域の最上層を形成している。また、この階層の大半は日田の有数の山林所有者でもある。

原料調達はおもに立木を購入し自工場の伐採・搬出の組に生産させている。しかし、立木代の高騰が最近著しく、これらの階層は立木代の安い地域に立木を求めている。周辺の国有林材や南九州(日南市・五ヶ荘)の民有林材を対象にしている。

この階層では一般に生産労働と管理労働が分化し資本家的企業の性格をもっている。最上層の連続化した生産過程をもつ場合にはじめて工場内分業がみられ、なんでもこなす万能的熟練職人——小規模工場では一般的であるが——より一つの生産工程に熟練した単能熟練労働者が形成されている(とりわけハンドルマン)。単能熟練労働者には若年労働者が要求されることになるがなかなか集めにくいのが現状である。利潤率の低い製材工業において若年労働力を吸引することはむつかしく、低賃金労働力である高齢者しかえられない。しかし、高齢、婦女子労働力では機械などに適応する能力に劣り、逆に連続化した生産体系の効果を不十分にしている。これが最上層の実態に近いのである。

以上製材工場の 2 つのタイプについて検討してきたが、つぎに伐出生産に目をむけよう、上述のように製材工場のなかには原料調達を、

④立木に求めるもの

⑤市売市場に求めるもの

とがあった。市売市場は日田市周辺に日田中央木材市場、県森連日田共販所、日田郡市森林組合市場などがある。この地域でもっとも早くから開設されているのは県森連日田共販所(昭和 31 年 2 月)で、その後 34 年から 36 年にかけて日田木材市場(33 年)、日田木協市場(34 年)などあいついで開かれ、36 年末には日田郡市に 10 市場が競争し、連日市場取引が行なわ

れていた。

日田中央木材市場は昭和37年に東部木材市場(製品市売)を合併したが、県森連日田共販所では手数料の単組への歩戻しをめぐって単組と県森連が対立し、日田市森組は大野・大鶴・東有田の3森組と合併した41年4月を契機に日田郡市森林組合市場を独立させた。現在の8市場を資本の担い手によって類型化すると、森林組合の共販市場3、木材協同組合の経営するもの1、木材業者・製材業者が経営するもの4で、各市場の取扱高は表Ⅲ-4のようであり、全般的に小規模である。

表Ⅲ-4 各市売市場の販売量 (m³)

	昭和35年度	40年度	41年度	42年度
日田中央木材市場(s.36)		35,954	29,281	33,749
県森連共販所(s.31)	10,790	33,933	21,819	19,020
日田木材協同組合市場(s.34)	16,000	16,905	15,161	18,717
日田木材市場(s.34)	8,000	13,963	12,623	13,694
九州木材市場(s.36)	—	8,110	8,005	8,357
南部木材市場(s.36)	—	6,706	5,545	5,550
郡市森林組合市場(s.41)	—	968	24,111	26,685
大山森林組合市場(s.42)	—	—	—	2,339

()内:設立年

ところで、市売市場へ丸太を出荷するものにはつぎの

- ①素材業者が出荷するもの
- ②大手製材業者が出荷するもの
- ③山林所有者が出荷するもの

があり、このほかに森林組合が伐出生産し共販市場で販売するものがある。森林組合の共販事業については後に述べることにして、3つのタイプ(おもに①, ②)について実態をみよう。

これについて全貌は明らかにすることはできないが、日田周辺には①タイプの素材業者は約30~50人(ただし、市内在住者)。また②タイプの大手製材工場は伐出生産部門を兼営している工場は大なり小なりこのタイプである。③の山林所有者はあまり多くなく、山林所有者の場合共販市場に出荷するケースが多い。

高瀬川流域には①タイプの素材業者は6~7人で、常時労働者をかえているのは1人(この売上げは年間2,000万円といわれる)である。他の素材業者は不定期的に立木を購入し生産するもので、その時々農民をかり集め伐出を行っている。彼らは製材工を経験したものが多く、造材をうまく行なうことによって利益をあげているといわれる。

日田で最も大きい日田中央木材市場では素材業者の出荷するものが全体の6割に達し、製材業者3割、山林所有者1割の割合である。出荷者は大小とりまぜて100人以上に及び、出荷者当りの数量は極めて少量である。しかし、年間1,000万円以上出荷する素材業者が10人くらいおり、これが市場流通の基幹をなしている。出荷者は一般に資本力に乏しく市中銀行などから運転資金を借り入れることは不可能であるため市売市場の金融機能が大きく、前渡金を日歩2銭8厘で貸し出している。

素材業者の大部分は業主中心の生産労働で労働者の性格が強く、これらに基盤をおくかぎり市売市場を経営するうえで出荷材が安定的に入手できない問題がある。他方で素材業者の利益も業主とその家族の生活をまかなえるだけのもので、「収入のよい職業があれば転職する」という労働予備軍であり、したがって熟練労働者の賃金水準に達していないと思われる。

つぎに製材業者が素材生産を行なう場合に移ろう。37.5 kw 以上層の工場が伐出生産をしていることは上述したが、事例から実態をみよう。

(1) ST製材所

素材生産は年間17,000m³で、12,000m³は自分の工場で作材し、残りの5,000m³は丸太のまま市売市場、ときには他の製材工場に販売している。立木は国有林材が70%を占め、民有林材は10人の山林所有者と常時取引している。伐りと出しは工場に専属する組がおのおの別々に担当し、組員が共同で請負っている。伐採は3組(10人, 7人, 5人で組織)、搬出は1組(15人)で、各組は縁故、出身地を同じくするものからなっている。主な生産手段は工場が貸与し、小道具(手おの、かま、なた)は労働者もちになっている。伐りの組にはチェーンソーを各組に2~3台、総計7台、搬出の組には集材機3台を貸している。工場着の素材価格はスギ19,000円(m³当り、43年10月現在)、伐りに800円、出しに最高1,600円をかけている。なお山林労働者の日当は山泊形態のため通勤より数百円高く2,700円ぐらいになっている。

(2) YH製材所

国有林3, 民有林7の割合で立木を入手する。自分の工場むきでない一部の不適材を市売市場で販売するのを除き全部自社工場で使用している。常時立木を買う得意先の山林所有者は2~3人である。この工場が現在採用している「立木売買契約証書」「毎木調査表」「検収票」を資料2・3に掲げる。

現在伐採作業中の森林は樹令45年生、樹高8.4間、伐木1,500本、集材距離1,300mで、費用見積りは表Ⅲ-5のようである。伐採地の条件によって出し賃、林道使用料、道路開きなどの諸費用は異なるが他の費用は変りはない。トラック1台を1日雇い入れると、12,000~13,000円かかり、伐採地と工場を1回往復できるか、2回できるかによりm³当りの出し賃(自動車賃)はもっとも大きく変わる。m³当り前者1200円、後者650円ぐらいになる。

表Ⅲ-5 素材生産の費用見積り

伐	賃	800円
出	賃	1,000
自	動	650
木	引	250
労	災	150
金	利	300
林	道	50
道	路	—
口	銭	200
雑	費	50
	計	3,500

工場調べ

(3) YK製材所

年間10,000m³ぐらい伐出生産し、このうち市売市場に1割ほど出荷した。伐り3組(9人, 6人, 9人で組織)、出し2組(10人)をもち、43年10月現在伐りは日南市(宮崎県)および大山村に、出しは上津江・大山で作業している。チェーンソー・集材機の主要機械は柚頭持ちで、請負形態も彼の個人請である。なお、工場は日南市に山の売手を探す世話人(月額3万円の給料を出している)をおき広域的に立木の確保をはかっている。

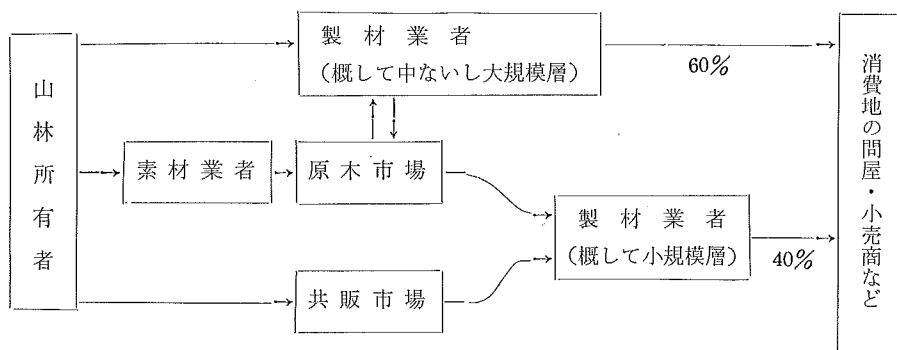
製材工場の立木購入および伐り・出しの組に関する実態は以上のようなものである。組について若干敷衍しておこう。組の性格は主要機械の所有者が製材工場か、杣頭か、組員の共同か、によって異っている。しかしながら、上例でも明らかなように製材工場の所有が一般化し、出しの組に杣頭持ちの場合が若干残っているにすぎず、作業の請負方法も以前の杣頭の個人請負から組員が共同で請負うケースが一般化している。

組は少しまえまで杣頭を中心にして熟練労働者と彼らの伐出労働を補助する労働者から構成されていた。この場合、補助労働者は技術を修得するための準備期間中であり、たとえば義務教育を終えてすぐ組に入った組員は「飯タキ三合星」といわれるように低い賃金で使われ、そこには彼が他産業に就職したときにえられるであろう年齢相応の賃金水準はほとんど成立していないというのが実態であった。ところが、最近の若年労働者の払底によってはこのような低賃金補助労働者をうることはできなくなっている。また、杣頭(組頭)は簡単な道具の機械を所有しているが、もうけは少なく資本に対して非常に低い利潤しか成立しないのが現状で、多分に労働者の性格をもち、最近その性格をますます強めているのである。

最後に日田中央木材市場について取扱量の多い日田郡市森林組合市場をみておこう。

日田市森組の出荷するものが多く、郡部では中津江森組の出荷が多い。後述のように日田市森組は伐出生産を組合員から受託し、生産したものを共販市場で売却している。組合の林産事業は昭和28年に200石を取扱ったのが最初で、33年ころから軌道に乗る。この当時は間伐材が6割を占め主伐材は少なかったが、36・7年頃から逆転した。40年ころには主伐材が9割近くを占め、事業量は40年19,400m³、41年23,600m³、42年27,200m³と伸びてきた。素材生産の事業がこのように拡大した背景には、後述の森組の事業化・労務班の組織化を見落すことはできない⁽²⁾。県森連共販所には郡市の各単組から出荷されていたが、日田市森組・大山森組が共販市場を設けたため個人出荷が多くなっており、取扱量は最近3年間に10,000m³近く減少している。

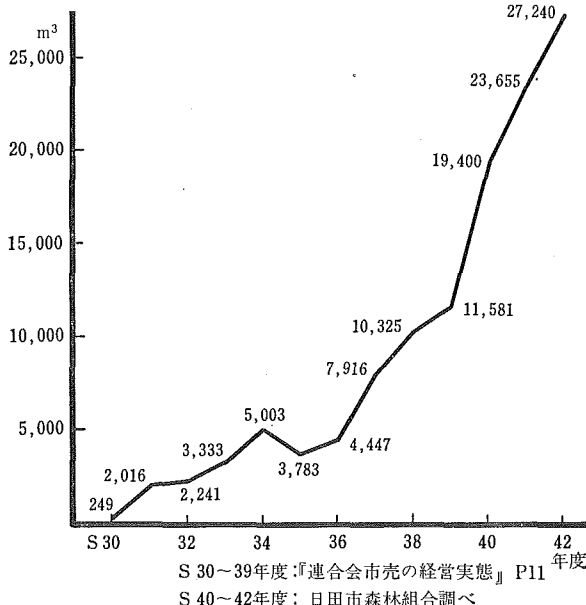
総括的に木材の流通図を掲げておこう。



(2) 「労務班」は日田市森組では「作業班」と呼んでいる。本論では一般的な呼称労務班を使用する。

IV 森林組合の事業化と労務班

日田市森林組合は昭和28年から林産事業を始めた。その後、県森連日田共販所の開設によって林産事業と共販事業は徐々に拡大してきた。丸太共販の推移をみると、30年249m³、31年2,016m³、36年ころまであまり増加しなかった。しかし、図IV-1にみるように37年以降急激に共販は伸び、37年7,916m³、40年19,400m³、42年27,240m³と、組合員が森林組合に立木の伐出生産ならびに生産丸太の販売を委託するのが増加した。



図IV-1 共販事業の推移 —日田市森組—

以前には日田においても製材業者が山林所有者から立木を購入し、製材業者に専属する桝頭に伐出生産を請負わせる形態をとっていた。しかしながら、戦後のインフレ過程で製材資本は全般的に落層化し、この結果資本を長期に固定しなければならぬ伐出生産から後退するようになった。そして、これに代るのが森林組合の行なう林産事業である。とりわけ昭和37年から国は林業生産の協業を促進する対策を打出し、森林組合が伐出・販売・造林な

などの受託事業を推進するため集材機・自動鋸・刈払機の導入を助長したのを大きな契機としている。この助成事業は後の林業構造改善事業にひきつがれるものであるが、「林業基本法」によって森林組合は共同事業を推進する団体として評価され、資本装備の高度化のため手厚い国家の助成がなされた。日田市森組は昭和35年に集材機を導入し、早くから共同事業を行ない、また構造改善事業は昭和42年度から実施に移し、事業費12,788千円を投じ、事業終了後にはチェーンソー15台、トラックター1台、トラック1台、集材機4台、移動宿泊施設2を所有する計画である。

以上のような経過をたどり森組の資本装備は高度化し組合伐出事業は拡大し、日田市の素材生産量30～40%を取扱うようになった。この結果、製材資本による伐出生産は大きく後退しているのである。

組合員は資料4に掲げた「素材委託生産販売契約書」にもとづいて組合に素材生産から販売までを委託し、これは原則として無条件委託になっている。組合は事業を受託するまえに組合の職員が対象の山林を調査・費用を見積り契約を進めている。

しかし、素材生産は組合自らが担当するのではなく、組合に登録している労務班（作業班

と呼んでいる)に請負わせている。労務班との請負契約は資料5にしたがい、組合と作業班長(請負人)との間で行なわれる。搬出労務班K-3のように班長が集材機・運材機・ジープなど伐出機械を所有し、事業を班長個人で請負うものを除き、他は共同請負であり班長は代表者として契約する。

伐採・搬出の各労務班とも伐り方・造材・出しのやり方、など作業方法はすべて事業主体である森林組合から指示されており、班長および副班長はそれを班員に徹底させる役目をもち作業の総括責任者である(資料6参照)。

また、請負形態は総作業請負でなく単価請負で、いわゆる賃仕事のである。機械は森組の所有であり班員は生産手段から切り離され、請負形態は班員共同の単価請負であるため、労務班は労働過程における作業単位の性格を強くもっている。

労務班員の所得は単価×工程数によって決められることになるが、組合直営でないことは逆に、班員の所得水準が直営で作業を行なった場合の賃金と労働強度による基準以下に決められていることになる。したがって、労務班が発展してきた条件は、組合直営に比べ低賃金の林業労働者を雇い入れることが可能なことで、そこには後述のように班員の半農民的な性格に多分に基礎をおいているといえよう。

日田市森組は昭和32・3年ころから労務班を専属的にもつようになり、36年には30人くらい常時雇傭するようになった。更に40年には104人(12班)に増加した。専属6班(54人)、半専属2班(24人)、臨時4班(26人)で森組が資本装備を高度化するにともなって多くの労働力を確保してきた。

43年に森組に登録している班員は146人、21班に増大し、このうちには組合の事業に年間就労日数200日以上働く労務班が12班に達している。

V 農業構造の変貌と林業労働力の給源

日田林業地帯は既述のように1市5町村から成り立っているが、ここでは日田市を対象に分析を行なう。日田市は他の5町村と比較して農業のウエイトが高いが農林業を基軸にしている点では同じ構造である。

市の人口は昭和30年の69,257人をピークにその後減少し、35年68,437人(98.8%)、40年66,787人(96.4%)で若干の減少はあるものの地域の中核都市としてほぼコンスタントに推移した。就業者数は昭和35年30,842、40年30,269で570人の減少をみた。しかしながら、農山村地帯で一般にみられるように農業就業者の減少は大きく、この5年間に25%減(2,739人)を示し、農業就業者比率は35年の36%から40年に28%に低下した。これに対して、二、三次産業の就業者数は11%の増加をみせ、とくに社会資本を充実するために多額の公共投資が行なわれている分野——道路建設・ダム工事——における就業者数が26%の増加を示した(表V-1参照)。

本市の中心産業である製材業に就業するのは約1,500人で過去10年あまり変化していないが、木履生産には終戦直後1,000人以上が就業していたのが下駄の需要が大巾に減り35年には就業者は半減し、現在更に減少している。このように製材業・木履業の生産停滞に比較して家具生産が発展し、これに従事するのが増加している。

表V-1 産業別就業者数（日田市）

	昭和35(A)	昭和40(B)	B/A
総数	30,842	30,269	98.1
農業	11,109	8,370	75.0
林業	539	492	91.3
漁業	27	27	100.0
鉱業	386	348	90.2
建設業	2,779	3,296	125.8
製造業	4,547	4,953	108.9
卸小売業	4,987	5,486	110.0
金融業	417	470	112.7
運輸通信業	1,236	1,410	121.3
電気ガス水道	191	225	117.8
サービス業	3,896	4,324	111.7
公務	753	865	114.9
分類不能	2	3	150.0

日田市「センター情報」より

料・農薬を使用するなどによって生産力は一段と増大し、米の反当収量は2石6斗前後に上昇している。

林業労働者は農業兼業者である場合が多く、林業狩猟業就業者は40年に492人にすぎない。林業労働者は臨時的な日雇労働者として存在し、自給農家に従事している場合が多い。したがって、ここで日田農業の実態を検討し林業労働の存在形態を探ろう。

日田の農業は米作中心の農業である。

林業労働力を供給している山間農業は典型的な棚田でユマギレ的土地所有を基礎とする零細農業である。しかし、山間部であっても小型耕耘機を導入し、久住・農林23号など早期品種をとり入れ、更に多量の肥料

表V-2 経営耕地規模別にみた農家数（日田市）

	農家総数	～3反	3～5反	5～7反	7～10反	10～15反	15～20反	20反～	例外
昭和25	5,726	1,535(26.8)	1,697(29.8)	2,218(38.8)	249(4.3)	14(0.2)	2(0)	11(0.2)	
35	5,588	1,589(28.4)	1,645(29.5)	1,239(22.2)	800(14.3)	277(5.0)	32(0.6)	5(0.1)	
40	5,298	1,551(29.3)	1,614(30.5)	1,066(20.1)	707(13.3)	288(5.4)	46(0.9)	22(0.4)	

各年センサス、昭和25には25.2.2以降合併した八幡村の一部を除く。

表V-3 専兼別農家数の推移（日田市）

	農家総数	専業	I 兼	II 兼
昭和25	5,726(100)	1,171(20.5)	3,330(58.2)	1,225(21.4)
35	5,588(100)	844(15.1)	2,821(50.5)	1,923(34.4)
40	5,298(100)	575(10.8)	1,648(31.1)	3,075(58.1)

各年センサス

まず、農家数の動きを経営耕地規模および専兼別にたどろう（表V-2、表V-3）。農家戸数は昭和25～35年の10年間に138戸（年減少率0.24%）が減少したが、これにつづく35～40年の年間に290戸（同1.04%）と大巾に減少した。経営耕地規模別にみると、25～35年には農家数の減少のなかで3反未満層が増加したが、35～40年には分解基軸の上昇とともに1町未満層の減少が目立っている。また、このなかで専業農家の減少、兼業農家の増加の傾向が一貫して続き、とりわけ35～40年にII兼農家は著増し脱農家が一段と進行した。この間農家人口は25年38,780人、35年35,902人（対25年比92.8）、40年31,081人（同80.2）で、高

度経済成長のもとで離農傾向が急速に強まっている。

それでは、このような農家人口の流出、兼業化の進行のなかで、農業経営はいかなる労働力で成り立っているのだろうか。表V-4をみよう。この表は16~59才で農業に従事する日数が年間60日以上就業者が各農家に何人いるかをみた統計である。

表V-4 経営耕地規模・農業就業者数*別にみた農家数(日田市)

	農家数	1人もいない農家	1人いる農家		2人いる農家			3人以上いる農家
			男	女	男2	男・女各1	女2	
例 外	4	1(25.0)	1(25.0)	—	—	2(50.0)	—	—
~3反	1,551	863(55.6)	20(1.3)	585(37.7)	2(0.1)	45(2.9)	27(1.7)	9(0.6)
3~5	1,614	337(20.9)	34(2.1)	857(53.1)	2(0.1)	243(15.1)	97(6.0)	45(2.8)
5~7	1,066	113(10.6)	24(2.3)	437(40.9)	5(0.5)	304(28.5)	94(8.8)	89(8.4)
7~10	707	34(4.8)	12(1.7)	170(24.1)	2(0.3)	296(41.9)	63(8.9)	130(18.4)
10~15	288	10(3.5)	7(2.4)	32(11.1)	2(0.7)	130(45.2)	11(3.8)	96(33.3)
15~20	46	1(2.2)	—	5(10.9)	—	22(47.9)	1(2.2)	17(36.9)
20反~	22	1(4.5)	—	—	—	10(45.4)	—	11(50.0)
計	5,298	1,360(25.7)	98(1.9)	2,086(39.4)	12(0.2)	1,052(19.9)	293(5.5)	397(7.5)

1965年中間センサス ※16~59才で年間農業就業日数が60日以上のもの

農業労働力の高齢化、女性化、いわゆる農業労働力の質的弱化的がいわれているが、農業に従事する人がいない農家が1,360戸を占め、全農家の4分の1に達している。これを規模別にみると、3反未満層では863戸で半数以上の農家に達し、3~5反層では337戸(20.9%)になっている。農業就業者が全くいない場合と、1人いる農家でそれが婦女子である場合を含めると、つまり「三チャン」農業以下の農家は3反未満層93.3%、3~5反層74.0%、5~7反層51.5%で過半数を上回り、ここでは農家の担い手は不在であり、7~10反層になっても10戸のうち3戸までそうである。

このように農業に従事するものが不在であることは農家といえども農業所得で生計をたてられない——農家の労働者化——ことを予想させるものである。これは兼業化の進行である。表V-5からこの動向をみることにしよう。

表V-5 兼業農家の増減(日田市)

		総 数	事務職員	賃労働者	出 稼	人夫日雇	自営兼業
昭和35	I 兼	2,821(100)	402(14.2)	645(22.9)	29(1.0)	894(31.7)	851(30.2)
	II 兼	1,923(100)	420(21.8)	400(20.8)	20(1.0)	447(23.2)	636(33.0)
昭和40	I 兼	1,648(100)	253(15.4)	318(19.3)	103(6.3)	706(42.8)	268(16.3)
	II 兼	3,075(100)	613(19.9)	658(21.4)	180(5.8)	890(28.9)	734(23.9)
増 減	I 兼	△1,173	△149	△327	74	△188	△583
	II 兼	1,152	193	258	160	443	98

各年センサス

この表は35年および40年のI兼とII兼の農家の兼業内容をみたものである。昭和35年をみ

表V-6 兼業種別農家数（日田市）

	総 数	例外	～ 3 反	3～5 反	5～7 反	7～10反	10～15反	15～20反	20反～
専業農家	575(10.8)	4(100)	85(5.5)	101(6.3)	105(9.9)	148(20.9)	97(33.7)	23(50.0)	12(54.6)
職 員	866(16.4)	—	300(19.3)	247(15.3)	157(14.7)	109(15.4)	42(14.6)	6(13.0)	1(22.7)
恒常的 賃 労	976(18.4)	—	313(20.2)	333(20.6)	183(17.2)	101(14.3)	41(14.2)	4(8.7)	5(4.5)
兼 業 者 出稼ぎ	兼 農 3	—	—	—	—	3	—	—	—
	兼 林 97	—	28	40	16	8	5	—	—
	兼 建 128	—	42	33	28	20	4	1	—
兼 業 者 農 夫 日 雇	兼 農 34	—	11	11	4	5	3	—	—
	兼 林 589	—	135	226	151	63	13	—	—
	兼 建 566	—	153	176	123	79	32	3	—
兼 業 者 自 営 兼 業	兼 農 407	—	124	123	102	43	13	1	—
	兼 自 営 兼 業 1,002	—	343	302	185	127	36	7	2
合 計	5,298(100)	4(100)	1,551(100)	1,614(100)	1,066(100)	707(100)	288(100)	46(100)	22(100)

65年中間セスサス

表V-7 出稼ぎ兼業農家の実態（日田市）

		農	林	建	他	計
I 兼 業 者	～ 3反			1	4	5
	3～ 5		9	10	10	29
	5～ 7		8	19	7	34
	7～ 10	2	5	16	1	24
	10～ 15		4	4	2	10
	15～ 小 計	2	26	50	25	103
II 兼 業 者	～ 3		28	41	13	82
	3～ 5		31	23	12	66
	5～ 7		8	9	5	22
	7～ 10	1	3	4		8
	10～ 15		1			1
	15～ 小 計	1	71	78	30	180
兼 業 農 家 (合 計)	～ 3		28	42	17	87
	3～ 5		40	33	22	95
	5～ 7		16	28	12	56
	7～ 10	3	8	20	1	32
	10～ 15		5	4	2	11
	15～ 小 計	3	97	128	55	283

65年中間センサス

ると、I兼農家の入夫・日雇労働者、II兼農家の事務職員賃労働者のウェイトの高さをみる
ことができる。I兼農家の不安定賃労働兼業、これこそ林業労働者の析出基盤なのである。
それが40年になると、このような一貫した兼業化の深まりのなかでII兼業は進行し、II兼農
家の入夫・日雇、出稼ぎなど不安定賃労働の兼業農家は5年前にくらべ603戸も増加する。

以上のような動きは35年頃の農業にかなり基盤をもつ入夫・日雇労働者から40年には土地
はもてども（しかし、山間農地であるため資産としても少ない）全く農業の社会的生産から
切り離された賃労働者に変質する。'60年代前半において農家・農民の實質的賃労働者化が
急速に進んだことを物語るものである。

つぎに林業労働者の構成をなす出稼ぎ・入夫日雇兼業農家について経営耕地規模別にみよ
う。まず出稼ぎ兼業農家からみよう。（表V-6，表V-7）

出稼ぎ兼業農家はI兼・II兼合せて283戸で、このうち土木建設業兼業128戸、林業兼業97
戸である。前者の兼業農家は3反未満層42戸（32.8%）、3～5反層33戸（25.8%）、5～7
反層28戸（21.9%）、7～10反層20戸（15.6%）で土木建設業には1町未満の農家からほ
ぼ均等にでている。また、後者の兼業農家は3反未満層28戸（28.9%）、3～5反層40戸
（41.2%）、5～7反層16戸（16.0%）で、林業へは3～5反層から多く析出している。

土建出稼ぎ農家は①出稼ぎによって生計を支えているもの（零細農家）と、②農業所得だ

表V-8 入夫・日雇兼業農家の実態（日田市）

		農	林	建	他	計
I 兼	～ 3反	2	16	17	17	52
	3～ 5	4	81	60	51	196
	5～ 7	4	88	83	63	238
	7～ 10	5	51	69	33	158
	10～ 15	3	13	27	13	56
	15～		1	3	2	6
	小 計	18	250	259	179	706
II 兼	～ 3	9	119	136	107	371
	3～ 5	7	145	116	72	340
	5～ 7		63	40	39	142
	7～ 10		12	10	10	32
	10～ 15			5		5
	15～					
	小 計	16	339	307	228	890
兼業農家(合計)	～ 3	11	135	153	124	423
	3～ 5	11	226	176	123	536
	5～ 7	4	151	123	102	380
	7～ 10	5	63	79	43	190
	10～ 15	3	13	32	13	61
	15～		1	3	2	6
	計	34	589	566	407	1,596

けでは経営費・家計費を充足することができないため出稼ぎにでるようになった1町前後の階層、この両階層からなっている。これに対して、林業出稼ぎ農家は零細農が多く、5～15反の耕地をもつものは、土建出稼ぎ農家の40.6%にくらべ29.5%である。このことは林業出稼ぎ農家が農業経営に脚をおけない零細経営階層から大部分なっていることを示し、それだけ労働者の側面が強いことを物語っている。

つぎに人夫日雇兼業農家についてみよう（表Ⅴ―8）。

林業および土建日雇にでる農家はおのおの589戸、566戸で、このうち5反未満の零細農が61.4%（361戸）、58.0%（329戸）を占め、5～15反層は38.8%（227戸）、41.4%（234戸）で、ほぼ同じ構成である。日雇労働力であるかぎりその析出基盤は同一の農家階層といえよう。しかし、この労働力が概して中高年齢層であることは林業において大きい問題である。

Ⅵ 林業労働者の実態

―とくに伐出労働者について―

前章において農業構造の検討を行ない林業労働者の析出基盤を明らかにしたが、それでは林業労働者の実態はどのようだろうか。これが本章の課題である。

林業労働者の実態は労働者自身が農民的性格を色濃くもつため官庁統計では十分につかむことはできない。本報告ではわれわれは森林組合の「労務班」と製材工場に専属する「組」の労働者について検討した。労務班・組に所属する林業労働者および製材工にアンケート調査を行なうほか、日田市森組・市役所・製材工場でききとり調査を行なった。林業労働者のアンケート調査対象は高瀬川流域（日田市南部町）の労働者に限っている。また製材工は市内の7工場を対象にした。

(1) 林業労働者の年齢構成

―林業労働力の質的悪化―

日田市森組に登録している労務班員は昭和43年10月現在146人、21班である。（146人のうち2人は労務班に加わっていない）。表Ⅵ―1は労務班別に年齢構成をみている。

労務班員の年齢構成をみると、41～50才がもっとも多く52人（36.1%）、ついで31～40才50人（34.7%）で両年齢階層で70%以上を占めている。逆に30才以下をみると16人（11.1%）50才以上は23人（16.0%）である。平均年齢は40.4才で老齢化は否定できず、林業労働力の再生産は不可能に近いほど若年労働力は少ないのである。しかも、アンケート調査によると、林業労働に出はじめた年齢が20才未満のものが20人、20才以上のものは3人であり、もっとも高年齢になってからでも24才である。前章で日雇労働力の析出基盤が分解基軸の上昇で1町前後の階層に移っていることをみたが、林業にはじめて就業した年齢が20才代の前半であることを考えると、土建などの日雇労働力の再生産は可能としても林業労働への流入はほとんど見込みはないといえよう。また、後述のように最近の新卒者で林業労働に就業するのが全く皆無であるという現状をふまえると、今後林業労働力の質的悪化のみならず、絶対量の不足はますます深刻化するものと思われる。すでに資本にとって林業労働力の確保とい

う問題は無視できなくなっている。

表VI-1 森組労務班別にみた班員の年齢構成

労務班名		～20才	21～30才	31～40才	41～50才	51～60才	61才～	合 計	平均年齢	(注) 年齢差
○K-1	伐・出	—	2	1	2	3	—	8	42.2才	36年
○K-2	出	—	—	1	3	1	—	5	41.6	24
○K-3	出	1	3	3	9	—	—	16	36.9	32
○K-4	伐	—	1	4	2	2	—	9	39.4	24
○K-5	伐	—	1	2	3	—	—	6	39.2	17
○K-6	伐・出	—	1	3	1	1	—	6	37.7	25
K-7	伐・出	—	2	2	6	1	—	11	41.5	28
○K-8	出*	—	—	—	4	—	—	4	43.5	7
K-9	伐・出	—	—	3	3	1	—	7	42.6	14
○K-10	伐	—	—	3	1	—	—	4	37.0	8
K-11	伐・出	—	1	4	3	2	—	10	40.6	26
○K-12	伐	—	1	1	1	—	—	3	35.3	14
○K-13	伐	—	—	2	2	1	—	5	42.6	12
○K-14	伐	—	—	—	2	3	1	6	53.7	14
K-15	伐	—	—	1	—	3	—	4	51.5	21
K-16	出*	—	—	—	3	—	—	3	44.7	7
○K-17		—	—	2	4	—	—	6	40.0	9
K-18	保 育	—	—	1	2	3	1	7	50.3	28
K-19	伐	1	1	7	1	—	—	13(不明3)	33.2	28
K-20	伐	—	—	7	—	—	—	7	33.4	8
K-21	伐	—	1	3	—	—	—	4	31.0	3
合 計		2	14	50	52	21	2	144(不明3)	40.4	

○：専属班 伐：伐採班 出：搬出班 ※：馬ゾリ

(注) 各班でもっとも年をとった班員ともっとも若い班員との年齢差を示す。

日田市森林組合資料より(昭和43年1月現在)

つぎに製材工場に専属する「組」をとりあげて比較しよう。表VI-2は4工場に所属する10組62人(うち8人は年齢不明)についてみているが、平均年齢38.7才で森組の労務班員にくらべやや若くなっている。しかし、31～40才が19人(35.1%)、41～50才が16人(29.7%)で、この両年齢層のウエイトが高いことは森組と同様である。30才未満の若年層は18.5%を占め森組の11.1%よりやや高い割合を占めている。

また、日田営林署では伐出事業を小石原地区の伐出組合に請負いに出しているが、この班員の平均年齢は39.2才である。したがって、森組の班員は製材工場専属組、国有林伐出組合と比較しても高年齢であり、森組が労働力を確保しているとはいえ高齢者の確保である点は問題である。

ところで平均年齢を労務班別にみると、最高は53.7才のK-14で、このほか50才以上の労務班はK-15(51.5才)、K-18(50.3才)の3班になっている。40才以上の労務班は9班、残りは30才台のものであるが40才に近く、35才未満の比較的若年層からなる労務班はわずか3班でK-20(33.4才)、K-19(33.2才)、K-21(31.0才)である。

表VI-2 製材工場専属組別にみた組員の年齢別構成

組名	～20才	21～30才	31～40才	41～50才	51～60才	61才～	計	平均年齢	(注) 年齢差
S-1 (伐)	1	3	2	3	—	—	9	31.7	23
S-2 (ノ)	1	1	—	3	1	—	6	37.8	37
S-3 (出)	—	1	1	—	1	1	10(不明6)	43.8	44
S-4 (伐)	—	—	4	—	—	—	4	35.8	5
S-5 (ノ)	—	—	3	2	—	—	5	39.0	7
S-6 (ノ)	—	1	1	1	—	1	5(不明1)	44.0	35
S-7 (出)	—	—	1	3	2	—	7(不明1)	44.0	17
S-8 (伐)	—	—	3	2	—	—	5	38.6	18
S-9 (出)	—	—	4	1	—	—	5	35.0	7
S-10(伐・出)	1	1	—	1	3	—	6	42.0	38
計	3	7	19	16	7	2	62(不明8)	38.7	
国有林伐出組合	—	1	10	6	2	—	19	39.2	32

製材工場調べ。注など前表と同じ。国有林伐出組合は日田営林署調べ。

また、各班におけるもっとも老齢の班員ともっとも若い班員との年齢差をとると、森組の労務班の場合、31才以上の年齢差がある班は2，21～30才8班，11～20才5班，10才以下6班である。また、製材工場の専属組の場合は31才以上4組，21～30才1組，11～20才2組，10才以下3組である。製材工場の組では両極端が多く，また森組の労務班では班員の間年齢差が比較的小さくなっている。

従来、組の一つの機能は技能の修得機関であった。組は組頭を中心とした基幹労働者とそれを補助する労働者から構成され、補助労働者はそのなかで技能をおぼえ、やがては基幹労働者に成長し運よくば組頭へにも成長していったのであった。この場合、賃金は年齢差によって異なり、補助労働者はとるにたりない額であった。

しかしながら、林業における機械化の進行・労働者の意識変革によって、家族扶養のために相対的に生活費を多く必要とする比較的高年齢層の労働者の賃金水準が最低賃金の水準として一般化するようになり、組員間の賃金格差はなくなってきた。労務班なり組に若いものがいた場合、彼はその年齢としては相対的に余裕ができることにもなるが、このような生活レベルの差は組員の中に良い秩序を保つものではないようである。まず、この点から年齢の比較的接近している階層から組が構成されることになる。更に、生産手段が道具の段階を少しばかりでたくらいではあるが、機械化によって必要な技能は平準化し、むしろ適応力という点では若年労働者が格段に勝っていること、このことは同一技能をもつ集団を形成させる要因である。したがって、組員に年齢差がみられても、高年齢熟練労働者の再生産費が最低賃金水準になるかぎり、若年労働者は「高い稼ぎ」になり、製材業者をして「最近の若い労務者は数年で家を建てるくらい高給ですよ」(S氏談)といわせるのである。しかし、これは逆に高年齢労働者が「最近では子供がだいたい高校に進むようになったので金がいて困る」(K氏談)という最低生活と比較して一時的な余剰にすぎないのである。

(2) 林業労働者と農業

— 実質的賃労働者の実態 —

林業労働者が半農的な性格をもつことは前章で概括的に明らかにしてきたが、アンケート調査、ききとり調査によって更に深めよう。

表VI-3 労務班別にみた班員の経営耕地面積

規 模		經 営 耕 地 面 積						山林保有面積(反) —平均—	
		なし	～3反	3～5反	5～7反	7反～	計		平均(反)
森 組 労 務 班	K-1	—	2	2	1	2	8(不明1)	4.4	1.5
	K-2	—	1	2	2	—	5	4.1	19.9
	K-5	—	1	3	—	1	6(不明1)	4.7	48.6
	K-7	—	2	3	4	2	11	4.8	12.4
	K-8	—	—	2	1	1	4	5.7	5.7
	K-9	—	—	—	3	3	7(不明1)	7.6	5.1
	K-11	—	5	1	3	1	10	3.8	5.3
	K-13	—	—	2	2	1	5	4.9	0.5
	K-14	—	1	1	2	2	6	5.4	0.7
	K-16	—	—	2	1	—	3	4.7	—
	K-18	—	2	—	5	—	7	4.7	9.5
計	—	14	18	24	13	72(不明3)	4.9	9.7	
製材工場 専属組	S-11	—	2	1	2	—	5	4.1	0.7
	S-12	—	1	3	2	—	9(不明3)	4.1	1.3
	計	—	3	4	4	—	14(不明3)	4.1	1.0
国有林伐出組合		3	1	1	6	8	19	6.8	不明

表VI-3は森組の労務班員72人(11班)、製材工場専属の組員14人(2組)の経営耕地面積をみたものである。林業労働者は多少とも耕地を所有し、平均規模は班員4.9反、組員4.1反で小規模ながら農業生産にたずさわっている。

表VI-4 製材工アンケート結果

(7製材工場を有意抽出し、製材工についてアンケート調査を行なった結果である。ただし、大手工場に片寄っている。)

その1 年齢別	その2 農業経営規模	その3 飯米確保
人数	人 数	人 数
～20才	なし	イ 余るから売る
21～30	～3反	ロ 足りている
31～40	3～5	ハ 足りない
41～50	5～7	ニ 不明
51～60	7反～	計
61才～	不明	18人
不明	計	8
計	53	3
53		2
		31

平均耕地面積 4.2反

平均年齢 42.9才

その4 年間農業労働（自営）

0 日	4人
1~10	1
11~20	9
21~30	5
31~40	7
41日~	2
不明	3
計	31

その5 就職した契機

イ 学校の紹介による	0人
ロ 職安を通じて	2
ハ 直接雇主から	17
ニ 工場の従業者による紹介	28
ホ その他	4
ヘ 不明	2
計	53

その6 労働組合加入の有無

加入	26人
未加入	21
不明	6
計	53

平均農業就労日数 19日

また、表Ⅵ-4から製材工の場合をみると、不明9を除く44人のうち13人、3割は農業からきりはなされている。残りの7割の製材工は耕地を所有し、その面積4.2反で労務班員(4.9反)にくらべやや小規模であるが、いづれにせよ両者の半農的性格を知ることができる。しかし、このような零細な農業経営で飯米を確保することができるかどうか、その可能性は製材工の場合農業経営を行なっている31人のうち18人は米を販売する。これに足りている8人を含めると、耕地をもっている製材工の8割以上はその賃金不足を自給農業でおぎない最低の生活水準を確立しているのである。兼業労働者は山間地域に居住し、そこでの農業は労働力を比較的多投している割には生産力が低いのが一般的で飯米をようやく自給している程度である。

最近のように自給自足の経済が崩壊し現金の必要性が増すにつれて日稼ぎにでなければならなくなっており、この傾向はますます強まっている⁽⁴⁾。もとは自給農業を基軸にして余剰

表Ⅵ-5 班員の続柄

班・組名	組員数	世帯主	あとつぎ	他	
森 組 労 務 班	K-1	8 (1)	3	3	1
	K-2	5	2	2	1
	K-5	6 (1)	2	2	1
	K-7	11	8	2	1
	K-8	4	2	2	—
	K-9	7 (1)	3	2	1
	K-11	10	6	1	3
	K-13	5	3	1	1
	K-14	6	5	1	—
	K-16	3	2	1	—
K-18	7	4	2	1	
計	72 (3)	40	19	10	
製 材 属 工 場 組	S-11	5	3	2	—
	S-12	9 (3)	2	2	2
	計	14 (3)	5	4	2

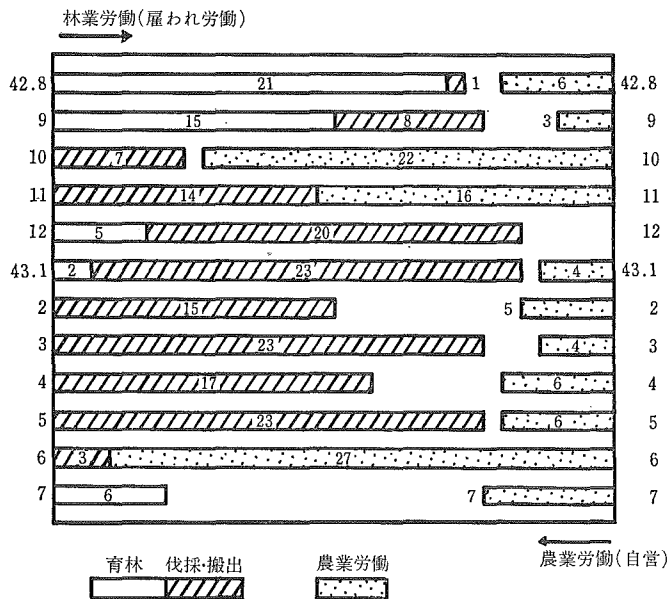
() 内不明

労働の費消として日稼ぎ(山林を所有している場合植林)にでていたのであるが、徐々に労働力の販売が主となり、農業は婦女子、高齢者など家族にまかせ、基幹労働力は通年的に日稼ぎにでることになる。平均年齢がかなり高いにもかかわらず表Ⅵ-5にみるように班員のうちあとつぎが26%(19人)も含まれているのは上のような事情を示すものと思われる。

- (1)「昔は農家であれば味噌とか醤油の調味料さえあれば一日中金銭の出入れがなくても済んでいたと思います。でも、現在では少しでも近代生活の様式を家庭内に入れようとするれば、自然少しでも働いて金をとらねばならなくなります。家庭内にとじこもり附近の山より薪をとり生活するよりも、働いた賃金で薪を買い野菜を買ってもその方が生きがいのある生活の様に思う。(製材工アンケートより。女 43才)

では、日稼労働と自営農業労働との関連性をみるために就労の季節的な変動を事例から示そう。

①A氏(K-1班所属)の場合——自営農業の補完性——図Ⅵ-1



図Ⅵ-1 労務班員(A氏)の月別就労日数

A氏は耕地面積7.5反で山間の農業経営として規模は大きく、自営農業に就労する日数が多く年間106日、6・10・11月はほとんど農業に従事する。彼は24才から林業労働にできるようになった、アンケート調査のなかではもっとも高年齢になってから日稼ぎに出た人である。昔は農業だけで生活していたが彼の代からはじめて雇われて林業の仕事につくようになった。

伐り・出しに年間154日就労し、森組の班員として平均的な労働者である。このほか7~9月に下列に従事するのが年間49日である。

②B氏(S-11組所属)の場合——雇われ先の不安定性、とくに育林労働における——図Ⅵ-2

過去1年間に伐採・搬出に158日、育林に75日雇われている。伐り・出しに就労した日数を月別にみると、月間20日以上雇われたのが4ヶ月(1・4・5・12月)、これ以外の月は少なく、2・6・9の3ヶ月は10日以下、8月には全くでていない。また、育林には季節が制約し、3月の植付、7~9月の下列に出ている。氏はK製材所専属の組員であり、伐出の雇われ主は固定しているが、育林作業になると9人に雇われており、1人の山持に雇われる日数は平均して8日というコマギレ的な就労なのである。

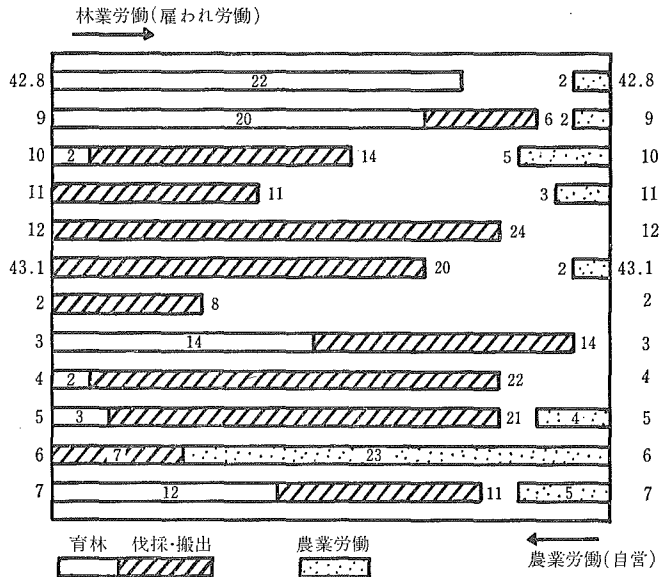
④C氏（K-1班所属）の場合——専門的労働者の実態，過少就労——図VI-3

氏は15才のときから林業労働に従事し，現在森組の労務班に所属し，おもに伐り・出し作業に従事している。年間214日で森組の労務班員のなかでも多く就労している。専門的労働者の階層に属する。しかし，それでも事業規模の小規模性による作業の断続性，あるいは天候条件などにより月の就労日数は20

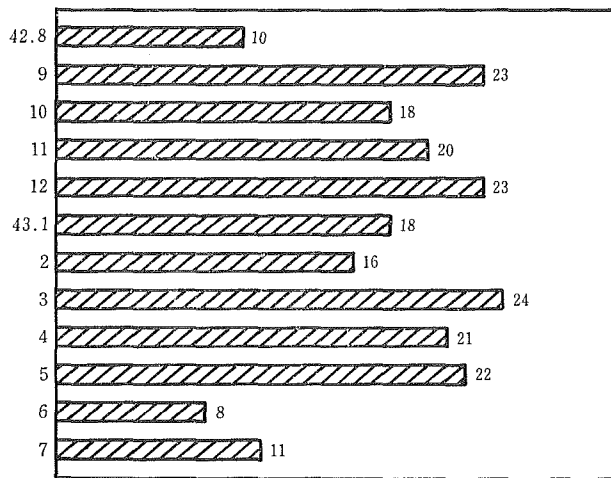
日を前後する不完全就労なのである。6～8月には農業生産（3.9反）に従事することにもよるが山仕事がなくなり失業状態になる。就業の不安定性は大きい。

以上3つの例を示したが林業の労働条件は非常に悪い。このことは同じ日稼ぎにのなるなら通勤範囲で安定的な就労を望むことになる。若年層は二三産業の吸引により山林労働に見むきもしないし，中年層になると林業労働と労働強度はほぼ同じであるが就労期間が比較的続くダム工事・道路建設に転職することになる。以前には農業所得に半分以上依存している労働者を吸引できたが，最近ではもはや不可能である。つぎに林業労働者の補充の実態をみよう。

(3) 林業労働者の補充——その困難



図VI-2 専属組員(B氏)の月別就労日数



図VI-3 林業労働者(C氏)の月別就労日数

補充の実態をみるまえにこのような不安定な林業から逃げ出している実態をみることにしよう。

労務班K-3を例にとると、この班には昭和43年はじめ16人が登録されていたが、同じ年の10月までに5人が転職し、ダム建設、道路工事の土建関係、トラック運転手に移った。年はじめころにはこの班は2チームを編成する出し専門の労務班であったが、現在は1チーム(荷かけ2、荷おろし2、集材機運転手、材の整理3)編成がやっとの状態、農繁期になるとこのうちから休むものもでて労働力不足に悩んでいるとのことである。

また、K-1班(平均年齢42.2才)ではこの3年間に若い3人がやめていき、2人は市内で酒小売商店員(19才)、自動車運転手(22才)になっている。高度経済成長は若手の林業労働者の流出に一層拍車をかけているのである。

さて、表VI-6は昭和43年3月に卒業したもので家庭が農・林家であるものについて進学・就職状況を調べたものである。市内の中学・高校卒業者1,046人のうち自家農林業に就業するものは37人(3.5%)であり、また、郡部をみると若干高まっているが5.5%であり補充は極めて少ない。市郡の新卒者の就職先は3分の2まで北九州・阪神・中京など県外である。

昭和30年頃を境にした日本経済の目ざましい発展は農山村地帯の新卒者あるいは農林業に従事する若年労働者を根こそぎ都市に奪っていった。梶原悟氏の言によると、「終戦から25年ころまでは若いものが多く、40才以上のものは農業をおもにやり、山仕事にあまりでなかった。しかし、30年代以降全く変化した。40年代のものが山仕事しているなかで若手だ」と。

それでは林業労働者は現在この事態をどのようにとらえているだろうか。

われわれが会った数人の労働者は「子供は山仕事につかせない」とはっきりいってきており前述のような諸事情を考えると林業労働力の補充は全く不可能と思われるのである。しかし、前記C氏は「私は若い少年のころより山仕事をしてきました。大ぜいの仲間もおりました。それが現在では大半の人がやめて他の仕事へ職をかえて行く有様です。とくに若人らは林業のほうにいっこうふりむいてくれない。このままでいけば昭和50年頃には年老いたおじいさんばかりになりそうです。日本の林業生産を高めるためには一日でも早くよりよき職場

表VI-6 昭和42年度卒業生就職状況
(ただし、家庭が農林家のみ集計)

市 町 村	学 卒 見 込 者 数									同 左 の 就 職 等 の 状 況														
	中 学			高 校			計			自 営 家 業			県 内 就 職			県 外 就 職			そ の 他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
日田市	318	330	648	176	222	398	494	552	1,046	15	22	37	71	112	183	163	150	313	9	45	54	258	329	587
前津江	38	39	77	13	13	26	51	52	103	8	6	14	12	12	24	18	19	37	2	2	4	40	39	79
中津江	62	62	124	5	7	12	67	69	136	0	1	1	8	9	17	31	35	66	5	1	6	44	46	90
上津江	29	20	49	9	4	13	38	24	62	5	1	6	3	5	8	18	12	30	0	0	0	26	18	44
大山	57	51	108	14	16	30	71	67	138	4	1	5	7	14	21	20	27	47	11	9	20	42	51	93
天瀬	148	116	264	38	34	72	186	150	336	11	6	17	35	22	57	67	46	113	3	19	22	116	93	209
計	652	618	1,270	255	296	551	907	914	1,821	43	37	80	136	174	310	317	289	606	30	76	106	526	576	1,101

大分県日田事務所調べ

をつくらねばならないと思う。そのためには社会保障制度を良くすることや老後の手当，病気の時の手当などを政府や事業主にお願いして林業が何よりも最高の職場であると誇れるようになっていけばまだまだどこまでも伸びると思う⁽²⁾に表現されているように，その補充は必ずしも不可能ではないようであるが，一般に労働者自らが切り開いていく姿勢に消極的なのである。戦後すぐ高瀬三芳村で「山林労働組合」（組合員約200人）が結成されたことがあったが，2～3年で消滅したといわれる。当時は賃金の不払いに対する闘争であった。

- (2) 林業労働についてアンケート調査の設問「あなたが，林業労働について考えておられること，政府ややとい主に希望することなど，なんでも自由に書いて下さい」に対する回答から引用。

林業労働者は森組の生産事業によって年間の就労は継続的に確保することが不十分ではあるができるようになったとはいえ，労働災害や老後の不安はかくせない⁽³⁾。労災補償は伐出労働に適用されているが，育林労働の場合救済制度がないのが現状である。林業労働者は仕事の継続性が第一の要求項目であるのに対し，製材工は賃金のアップ，就業時間の短縮を要求している。大きい相違である。製材工に対するアンケートから一二ひろくと，

①日田の地場産業のトップである製材業に若い労働者が入ってこない。その原因はいろいろの労働条件や賃金の問題が大きいことを事業主も十分承知している。……不景気のしわよせを労働者になすりつけようとしている。(34才，男)

②筋肉労働者が一番「バカ」をみて骨折損のくたびれもうけ，いただくのは神経痛ぐらい……物価の値上りで生活苦に追込まれ仕事に追込れる。日田の製材所を一ヶ所にまとめ一つの工場にして規模を拡大し……工員の給料を大企業なみに……。 (43才，男)

と悪労働条件・低賃金・重筋労働に不満をもち「慰安室にテレビを……仕事に必要な道具は惜まず買ってほしい」(42才，女)と労働条件の改善を要求し，更に「祝日くらい公務員なみに有給で休めたら」(43才 男，43才 女)，「7時間労働に」(43才，男)と労働時間の短縮，有給休暇制度の採用を要求している。そして，これらを実現するために労働者の団結を呼びかけているが，一方ではその指導力としての「革新政党の力のなさ」(33才，男)をあげている。

両者を比較するかぎり製材工は労働者意識により目ざめているが，林業労働者が賃金不払いに対する闘争（昭和20年代前半）から職場の確保，社会保障の要求へと，自らの地位を確立する方向にふみ出しつつあることは評価されねばならない。

- (3) 森林組合共済事業が昭和43年1月から実施された。これには大分県下の12組合が加わっている。43年労務共済事業計画書を資料7に掲げている。

The Development of Timber market and the Present Situation of Forest Workers in Hita Area

By Yoshinao MURASHIMA

Seminary of Forest Management, Fac. Agric., Shinshu Univ.

Summary

This report is composed of six parts.

1. Key subjects in this report
2. Development of timber market in Hita Area
3. Forestry in Hita Area
4. Management of the forest cooperative and the workers unit
5. Changing of agricultural structure and supply of forest workers
6. Present situation of forest workers

附表および資料の目次

- 附表 1 「日田郡木竹商同業組合」組合員数の推移
2 「日田郡木竹商同業組合」組合員販売額の推移
- 資料 1 製材営業者および木材営業者調 (大正13年9月2日)
2 立木売買契約證書
3 毎木調査表および検収表
4 素材委託生産販売契約書 (日田市森組)
5 作業請負契約書兼作業精算書 (〃)
6 作業請負契約書内契約条件記載例 (〃)
7 労務共済事業計画書 (大分県)

附表1 「日田郡木竹商同業組合」組合員数の推移

	製造・販売業	販 売 業	仲 買 業	合 計
大 正 3 年	43	23	10	76
4	44	27	20	91
5	53	29	18	100
6	61	36	23	120
7	66	35	27	128
8	80	40	34	154
9	74	39	30	143
10	94	33	28	155
11	101	37	35	173
12	97	31	32	160
昭 和 2	94	31	35	160
3	90	27	35	152
4	85	23	33	141
5	85	19	32	136
6	88	18	26	132
7	87	15	22	124
8	85	18	22	125
9	84	16	14	114
10	83	18	14	115
11	80	23	15	118
12	86	26	15	127
	90	30	15	135
	93	27	14	134
	99	29	12	140

日田木協所蔵『業務報告』から作成

資料1 製材業者および木材業者調 (日田郡木竹商同業組合 大正13年9月2日)

日田木協所蔵資料より

その1 製材業者調

所在地	経営者氏名 及会社名 代表者	起業年月	設備概要				製材原料		製品		貯蔵場 設備	貯蔵場 又ハ港 間運送 設備	参考事項
			原動機 ノ種類	馬力	製材 機械 台数	工場 建坪 数	種類及 1ヶ年 消費量	仕入地	種類及1 ヶ年生産 量	仕向地			
日田郡 日田町	後藤豊三郎	明治37年 9月	電動機	130	25	350	杉丸太 49,995石	阿蘇郡小 国方面	建築材 43,474石	小倉市	有リ	有リ	包装箱板 ヲモ出ス
日田町	日田製材会 社 古賀甚四郎	大正9年 4月	同	150	20	400	杉丸太 33,180	上津江方 面	建築材 28,853	福岡市	同	有リ	同
三芳村	中野照次	慶応元年	同	15	5	120	杉丸太 53,679	玖珠方面	建築材 35,786	久留米 市	同	無	同電柱弁 甲材アリ
日田町	亀山製材 石松亀太	大正11年 4月	同	65	8	200	杉丸太 25,126	同	建築材 21,849	長崎市	同	無	
同	稲尾音吉	明治21年 1月	蒸気及 電動機	58	12	222	杉丸太 16,945	前津江方 面	建築材 14,735	北九州	同	無	
同	相良透	文政1年 1月	同	70	11	244	杉丸太 13,504	同	建築材 11,730	佐世保	同	無	
同	瀬口八郎	大正元年	電動機	15	3	109	杉丸太 11,200	同	建築材 9,739	佐賀市	同	無	
同	松浦虎吉	明治27年	同	15	3	42	杉丸太 5,322	玖珠方面	建築材 4,628	久留米 市	同	無	
三花村	田中兼次郎	明治38年	水車	15	3	40	杉丸太 4,030	小野方面	建築材 3,505	久留米 市	同	無	
大鶴村	大鶴製材 森山憲一郎	大正9年 6月	電動機	20	4	60	杉丸太 1,753	大鶴方面	建築材 1,525	同	同	無	

その2 木村業者調

郡村	氏名	起業年月	主ナル 取引種 類	取引先		最近1ヶ年取引		貯蔵場 設備	貯蔵場 又ハ港 間運送 設備	参考事項
				仕入地	仕向地	数量	価格			
日田郡 日田町	緒方徳次	大正2年1月	杉丸太 及杉角	大山村	三瀬郡 大川町	17,263石	76,670円	ナシ	ナシ	
同	相良慎吾	明治45年	同	阿蘇郡 小国方面	同	10,836	60,680			
三芳村	長尾重蔵	大正6年5月	同	同	同	8,084	45,220			
夜明村	原光次	明治30年	同	同	同	7,260	40,660			国有林 下アリ
光岡村	石井直吉	大正8年4月	同	小野村方 面	同	4,789	33,528			
日田町	井上八郎	明治40年	同	上津江村 方面	同	5,596	31,338			
三芳村	梅山弥市	安政元年4月	同	玖珠方面	同	5,588	31,290			
同	大関彦市	天保2年	同	中津江方 面	同	5,584	31,220			
大山村	柏原作市	大正6年2月	同	同	同	5,393	30,200			
中川村	小関辰蔵	明治7年7月	同	中川村方 面	同	4,870	27,266			
五和村	後藤卯吉	明治27年	同	前津江方 面	同	4,858	27,200			

三芳村	深町覚次	大正9年7月	同	中川村方面	三潞郡鐘ヶ江	3,856	21,594
光岡村	石井郡吉	大正8年11月	同	小野村方面	同大川町	2,993	20,070
日田町	後藤文吉	明治38年	同	阿蘇郡小国方面	同	4,404	24,066
同	足立兵吉	大正9年3月	同	洋灰板	同門司	3,535	19,800
高瀬村	稲尾倍市	明治21年	同	杉丸太及杉角	津江方面三潞郡大川町	3,252	18,210
三花村	瀬戸倉吉	明治6年	同	小野村方面	同	3,084	17,368
高瀬村	安心院義造	明治15年11月	同	前津江方面	同	2,908	16,290
同	後藤兼太	明治37年5月	同	同	同	2,529	14,160
三芳村	梅山清市	明治25年	同	同	佐賀市	2,507	14,040
五和村	宮崎悦次	大正9年5月	同	松坑木	五和村方面大牟田市	2,458	13,770
中川村	和田卷三	大正9年7月	同	中川村方面	三潞郡大川町	2,244	12,570
馬原村	高倉貞次	明治42年	同	同	同	2,224	12,456
日田町	九州材木会社日田支店長石井郡吉	大正7年12月	同	前津江方面	久留米市	2,212	12,390
日田郡三花村	荒川次市	大正8年8月	同	三花村方面	同	2,066	11,568
中川村	河津竹作	明治35年	同	馬原方面	三潞郡大川町	1,907	10,680
五和村	堀田雅助	大正12年3月	同	五和村方面	長崎市	1,868	10,260

資料 2



立木売買契約證書

県 郡 村大字 字

一杉立木 本 此平均 尺 寸
但残木一切

此売買契約代金

一金

此受渡方法

内金	円也	昭和	年	月	日手附として買主より売主へ相渡済
内金	円也	昭和	年	月	日限り受渡の極め
内金	円也	昭和	年	月	日同右
内金	円也	昭和	年	月	日同右
内金	円也	昭和	年	月	日同右
内金	円也	昭和	年	月	日同右

内金 円也 昭和 年 月 日同右
 内金 円也 昭和 年 月 日同右
 搬出期限は昭和 年 月 日迄とし前記の通り立木即時伐採売買契約を致します 依つて
 後日の為売買契約證式通を作成し双方壺通宛所持する
 昭和 年 月 日

県 郡 村大字
 売渡主
 買受主
 代人

資料3

毎木調査表

昭和 年 月 日
 山在所 所有者

製材所

樹令	サリ	労金	災利
長曲	賃資	林道	道拓
伐出	自動車	口雑	口雑
木引	税		費

廻尺	本数	計	廻尺	本数	計	廻尺	本数	計	廻尺	本数	計
廻下			三尺			四尺			五尺		
一五			三尺			四尺			五尺		
一六			三尺			四尺			五尺		
一七			三尺			計			六尺		
一八			四尺			五尺			六尺		
一九			四尺			五尺			六尺		
計			五尺			五尺			六尺		
二尺			七尺			五尺			計		
三尺			八尺			五尺					
四尺			計			五尺					
五尺			四尺			七尺					
六尺			四尺			八尺					
七尺			四尺			計					
八尺			四尺			六尺					
九尺			四尺			六尺					
計			四尺			六尺			総計		

山	4 M			4 M			3 M			2 M		
	末口	本数	材積	末口	本数	材積	末口	本数	材積	末口	本数	材積
	2 cm		002	36cm	518		2 cm		001	2 cm		001
	3		004	38	578		3		003	3		002
	4		006	40	640		4		005	4		003
	5		010	42	706		5		008	5		005
	6		014	44	774		6		011	6		007
	7		020	46	846		7		015	7		010
	8		026	48	922		8		019	8		013
	9		032	50	1000		9		024	9		016
	10		040				10		030	10		020
	11		048				11		036	11		024
	12		058				12		043	12		029
	13		068				13		051	13		034
	14		078				14		059	14		039
	16		102				16		077	16		051
	18		130				18		097	18		065
	20		160				20		120	20		080
	22		194				22		145	22		097
	24		230				24		173	24		115
自動車	26		270				26		203	26		135
	28		314				28		235	28		157
	30		390				30		270	30		180
	32		410				32		307	小計		
	34		462	小計			小計			合計		

検
収
票

昭和
年
月
日
製
材
所

資料4

素材委託生産販売契約書

(以下乙という委託者)は日田市森林組合(以下甲という受託者)との間に下記の条項により素材委託生産販売契約を締結する。

第1条 乙はその所有に係る下記立木の伐木造材運搬、販売および販売代金の受領を甲に無条件委託する。

- | | | | | | |
|---|---|---|----|---|-------------------------|
| 1 | 場 | 所 | | | |
| 2 | 樹 | 種 | 面積 | 町 | 反歩(見込実測) |
| 3 | 本 | 数 | 本 | | m ³ (但し立木材積) |

第2条 甲は乙の委託により素材生産を行い、生産された素材は日田市森林組合共販所及び大分県森林組合連合会共販所若しくは甲の指定した販売先に出荷し販売する。

第3条 甲は第2条により素材の販売が行われてから7日以内に乙に対し販売代金の精算を行う。

第4条 甲は第3条の精算に際し販売代金から第6条第7条及び第8条の金額を差引いた金額を乙に支払いする。

第5条 乙は甲の承諾なく本契約による立木を他に譲渡し、賃貸し、担保に供し又はその予約をなす等甲に損害を及ぼす慮のある一切の行為をしない。

第6条 乙は本契約に伴う委託販売手数料として売上高の5分を甲に支払う。

第7条 乙は素材販売代金の精算日まで販売代金手取見込額の 割に相当する金 円也以内を仮渡金として甲に請求することができる。この場合乙は甲に対し仮渡金受領の都度甲所定の様式による領収書を差入れるとともに仮渡金を受領した日から精算日までの間日歩金2銭6厘の利息を支払う。

第8条 乙は本契約による委託素材について甲が次の各号の1に該当すると認め乙に対し仮渡金の返還を要求した場合には、直ちにこれに応ずるとともに第7条第2条の契約にかかわらず仮渡金の受領を受けた日から現金入金の日まで100円につき1日金4銭の割合による違約損害金を甲に支払わなければならない。

- 1 第1条記載の委託素材に対し、差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売等の申出があつたとき
- 2 乙が本契約に違反し委託素材を自ら勝手に処分しようとする行動があつたとき。
- 3 委託素材の焼失等により委託物件を失つたとき。
- 4 仮渡残高に対し販売代金からの精算に不足を生じたとき。

第9条 本契約条項以外に生じた問題については双方話し合により解決する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し双方記名捺印の上、それぞれ各1通を所持する。

昭和 年 月 日

受託者	住所	大分県日田市大字田島363番地の1
	名称	日田市森林組合
	代表者	組合長理事 佐藤 勘次 [㊟]
委託者	住所	
	氏名	[㊟]

資料5

<u>作業請負契約書兼作業精算書</u>													
山林所有者 _____													
下記の作業について請負人 _____		と作業主 _____											
との間に請負契約を締結する。													
1 作業名	_____												
2 作業場所	市郡 _____	町村 _____	大字 _____	字 _____ 地内 _____									
3 主伐, 間伐	_____ 本 _____												
4 材積(予定)	_____ m ³ 実積 _____												
5 契約金額	_____ 1 m ³ 当り												
	総額 円 _____		{ 人夫賃 円 _____ 諸経費 円 _____										
6 支払条件	出来高の八割以内とする。												
7 契約条件	別記の通りとする。												
8 期間	昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日迄												
	昭和 年 月 日												
	作業主 日田市森林組合 作業請負人 住所 _____ 氏名 _____												
<u>作業費精算書</u>													
山元検収 _____ m ³	事業内金 _____	差引支払金額 _____											
1 m ³ 当り経費 円 _____	その他諸経費 円 _____												
総計 _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			月	日	金額				計			円 _____
月	日	金額											
計													

資料6

作業請負契約書内契約条件記載例

作業主が定めた作業員就業規則並作業基準を守ることは云うまでもないが下記の通り記載例を掲げたのでそれぞれの契約一件に該当するものを抜粋し適応するよう改正し記入すること。

記

- 1 期間の厳守——作業の期間は特に止むを得ぬ支障のない限り厳守すること。
- 2 伐採木の指定——伐採される物件は作業主が指定したものに限る。
- 3 伐採造材の規格——伐木造材の規格は作業主の指示に従うこと。
- 4 搬出の方法——搬出の方法は作業主の指示に従うこと。
- 5 前1, 2, 3, 4項の違約に係る作業主の損害は作業請負人が負担することがある。
- 6 物件の形容・形容の損失——作業途中に於て(特に土曳・修羅等の作業)物件の形容を破壊したり形量に異常の出来ないように留意する。本項の損害費は作業請負人が負担することがある。
- 7 林地・林木の損害——作業・搬出等の作業途中に於て他の林地・林木に損害のないよう留意する。本項の損害費は作業請負人の負担とする。
- 8 林地・林木の使用料——作業上使用する他の林地(集積土場も含む)、林木の使用料は作業主が負担する。又は請負人が負担することがある。
- 9 索道機械器具——索道機械器具一式は作業主が提供する。又は請負人が提供する。
- 10 機械器具の費用——機械器具に係る費用は作業主が負担する。又は請負人の負担とし請負契約金額に含む。
- 11 機械器具の損害補償——索道機械器具の損害補償費は別に定むる規程に依り請負人が負担する(作業主が提供の場合)。
- 12 労働災害——作業中の人的災害は労働災害保険補償等の処置を適用するも安全規則不履行に依る災害についてはこの適用から除外することがある。
- 13 火災防止——火気使用の際は火気消失の確認を厳守し前以つて火災防止の処置を講ずること。
- 14 火災に依る損害金支払の義務——請負人の過失に依り生じた火災に依る林地・林木等の損害金は請負人が支払わなければならない。
- 15 作業費の支払方法——作業費の支払方法は作業出来高払とし作業終了時に作業主の完了検査結果に依り残金支払完了する。

資料 7

労務共済事業計画書

期 間(自昭和43年1月1日
至昭和43年12月31日)

1 事業計画の概要について

(イ) 森林組合に良質な労働力を安定的に確保した民有林事業の伸長を図ることを目的として県下12組合結集の上森林組合連合会の指導のもとに、森林組合労務班員の共済制度を樹立し昭和43年1月1日より実施する。

将来山林労務者に対する、かかる制度は全国的に波及し法制化の途に到達することを願うものである。

(ロ) 収支計画の基準事項は次の通りである。

① 掛 金 労務班員の就労日数1日につき20円で森林組合は同額の掛金を負担する。

② 給付金

給付通算期間	1時金の給付額
20日から29日まで	労務班員掛金総額の1.5倍
30 ～ 59	〃 2.0
60 ～ 99	〃 2.5
100 ～ 149	〃 3.0
150日以上	〃 4.0

2 収支計画について

科 目		金 額	備 考
収 入	掛 金	992,000	内訳下記3の計算のとおり 森林組合より
	助 成 金	680,000	
	賦 課 金	10,000	
	計	1,682,000	
支 出	給 付 金	1,614,000	
	加 入 金	10,000	
	次 期 繰 越 金	58,000	
	計	1,682,000	

事務費、人件費については組合で行うので計上せず組合管理費の内より支出する。

3 掛金及び給付金の計算について

就労区分	人 員	掛 金			給 付 金	補 助 金
		本 人	組 合	計		
20日～29日	90人	$(20円 \times 25) \times 90$ 45,000	45,000	90,000	$(45,000 \times 1.5)$ 67,500	$\frac{131,250 + 184,800}{4}$ +1,113,600 } 県 補 助
30日～59日	65人	$(20 \times 45) \times 65$ 58,500	58,500	117,000	$(58,500 \times 2)$ 117,000	357,412
60日～99日	35人	$(20 \times 75) \times 35$ 52,500	52,500	105,000	$(52,500 \times 2.5)$ 131,250	$\frac{131,250 - 105,000}{2}$ 13,125 } 市 補 助
100日～ 149日	28人	$(20 \times 110) \times 28$ 61,600	61,600	123,200	$(61,600 \times 3.0)$ 184,800	$\frac{184,800 - 123,200}{2}$ 30,800
150以上	58人	$(20 \times 240) \times 58$ 278,400	278,400	556,800	$(278,400 \times 4)$ 1,113,600	$\frac{1,113,600 - 566,800}{2}$ 278,400
計	276	496,000	496,000	992,000	1,614,150 =1,614,000	679,737=680,000